

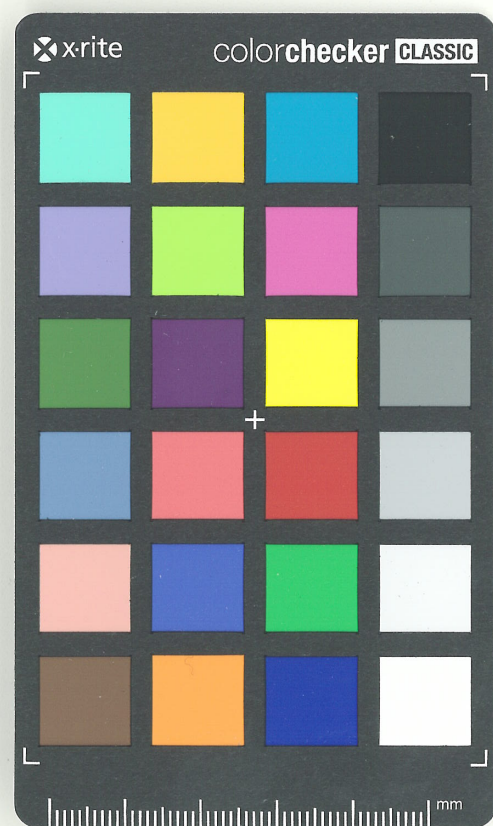
昭和五十一年
第二回臨時会

(八月十六日 開会
八月十六日 閉会)

日野市議会議録

(第二十七号)

日野市議会



昭和五十一年
第二回臨時会

日 野 市 議 会 会 議 録 目 次

○八月十六日月曜日(第一日)

午後四時五十六分開会

午後十一時五十分閉会

出 席 議 員		1
欠 席 議 員		1
出 席 説 明 員		2
議 事 日 程		2
開 会		4
会 議 録 署 名 議 員		4
会 期 の 決 定		4
(議案上程)		
議案第五五号	不動産仮処分命令申請事件に関する和解の専決処分の報告承認について.....	13
議案第五六号	日野市立大久保保育園(仮称)施設の譲渡契約の締結について.....	15
議案第五七号	日野市立日野第十五小学校(仮称)併行防音工事請負契約の締結について.....	37
議案第五八号	日野市立日野第十八小学校(仮称)新築工事請負契約の締結について.....	38
議案第五九号	日野市立日野第十八小学校(仮称)新築電気設備工事請負契約の締結について.....	39
議案第六〇号	日野市立日野第五中学校(仮称)新築工事請負契約の締結について.....	48
議案第六一号	日野市立日野第五中学校(仮称)新築電気設備工事請負契約の締結について.....	51
議案第六二号	昭和五十一年度日野市一般会計補正予算について(第二号).....	54
閉 会		74

昭和五十一年
第二回臨時会

日野市議会議録
第二十七号

八月十六日月曜日(第一日)

出席議員(二十九名)

欠席議員(一名)	八番	黒川重憲君
一番	滝瀬政吉君	
二番	滝瀬敏朗君	
三番	奥住芳雄君	
四番	正国太治君	
五番	鈴木美奈子君	
六番	橘祐子君	
七番	板垣正男君	
九番	林重義君	
十番	谷栄吉君	
十一番	剣持佐吉君	
十二番	石坂勝雄君	
十三番	竹ノ上武俊君	
十四番	米沢照男君	
十五番	市川芳太郎君	
十六番	秦正一君	

十七番	清水芳雄君
十八番	杉山寅三郎君
十九番	高橋通夫君
二十番	佐々木昭雄君
二十一番	大柄保君
二十二番	大下博君
二十三番	本間久君
二十四番	一ノ瀬隆君
二十五番	日野源作君
二十六番	吉富繁枝君
二十七番	三浦重春君
二十八番	飯山茂君
二十九番	島村孝志君
三十番	名古屋史郎君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	福祉部長	赤松行雄君
助役	前川恒雄君	水道部長	中島武男君
企画財政部長	加藤一男君	病院事務長	遠藤政之君
総務部長	松村清栄君	教育長	倉又秀作君
市民部長	森久保三次君	学校教育課長	長沢三郎君
生活環境部長	加藤一郎君	管財課長	藤本享一君
建設部長	田倉高光君	用地課長	伊藤正吉君
都市整備部長	成井正夫君		

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長	中村亮助君	書記	樫村正男君
書記	朝倉敏夫君	書記	川上輝子君
書記	鈴木晴彦君	書記	安原清美君
書記	荒井一雄君	書記	小松恵美子君

議事日程

昭和五十一年八月十六日(月)
午後一時開会

一 会議録署名議員の指名

二 会期の決定

三 議案第五五号 不動産仮処分命令申請事件に関する和解の専決処分の報告承認について

四 議案第五六号 日野市立大久保保育園(仮称)施設の譲渡契約の締結について

五 議案第五七号 日野市立日野第十五小学校(仮称)併行防音工事請負契約の締結について

六 議案第五八号 日野市立日野第十八小学校(仮称)新築工事請負契約の締結について

七 議案第五九号 日野市立日野第十八小学校(仮称)新築電気設備工事請負契約の締結について

八 議案第六〇号 日野市立日野第五中学校(仮称)新築工事請負契約の締結について

九 議案第六一号 日野市立日野第五中学校(仮称)新築電気設備工事請負契約の締結について

一〇 議案第六二号 昭和五十一年度日野市一般会計補正予算について(第二号)

本日の会議に付した事件

日程第一から第一〇まで

午後四時五十六分 開会

○議長（名古屋史郎君）

これより昭和五十一年第二回日野市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十八名であります。

次に日程第一、会議録署名議員の指名については議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認め、十一番剣持佐吉君、十三番竹ノ上武俊君を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（一ノ瀬 隆君）

本日午前中に議会運営委員会を開催いたしました。この臨時会の会期を本日よりとすることで意見の一致をみましたので御報告を申し上げます。

○議長（名古屋史郎君）

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議事日程及び会期を決定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。よって会期は本日より決定いたします。

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認め、教育長の発言を許します。教育長。

○教育長（倉又秀作君）

大変貴重な時間をおかりいたしますが、日野市立小学校校長会の管外研修旅行について八月十日付けでサンケイ新聞に報道されました。それについて報告を申し上げます。

その前にこのような不始末をしたということについて教育長初め校長会が非常に皆さんに申しわけない、こういうふうになっております。心からおわびいたしたいこう思っております。管外旅行の報告につきましては、そこにお手元に資料が一部届いていると思いますが、ご覧いただきたいと思っております。このリコピーを取ったものです。この管外研修旅行願というのが出ておりますが、それに伴って研修旅行を行ったわけでありましたが、その中で二小の永井校長、それに高幡台小学校の手代木校長、これは病気で欠席いたしました。合計十二名それに学校教育課長が校長会の要請によって指導、助言者として参加し十三名でこの研修旅行を行ったわけでございます。それで出張の目的は三陸海岸の地誌的研修及び学校視察をとおして教育的視野をひろめる。出張先は岩手県上閉伊郡大槌町の小学校及び三陸海岸。期間は昭和五十一年七月二十五日より七月二十七日、二泊三日でございます。日程はそこに書いてありますように上野、花巻、大槌、それから学校視察それから浪板ホテルというのが第一日

この際市長より収入役のことにつき御報告いたしたいので発言を求められておりますので、これを許したいと思っておりますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認め、市長の発言を許します。市長。

○市長（森田喜美男君）

杉本収入役が病気になるまで、いま休暇をとっております。それにつきましての御報告をさせていただきます。

八月十日に入院をしたわけでございますが、入院の結果の診断によりますと心筋梗塞により一カ月の安静、加療を要するところでございます。そこで八月十三日付けをもちまして収入役職務代理者を出納課長、佐々木博氏を任命いたしました。同日付けで告示を行いましたのでこの際御報告を申し上げます。なお本人は症状としましては軽微なほうでございますし、十六日つまり本日より公用の面会は病院長より許可をされておる状態でございます。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）

ただいまの報告について御質疑ありませんか。なければ終わります。

次に教育長より発言を求められておりますので、これを許したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

でございますが、この時学校視察というのを時間の関係で少し手違いがございまして割愛してしまいました。そこにいろいろないきさつがあったわけでございますが、それからさらにその際その学校に要覧を送って下さい、というような手紙を出してそれを要請したわけでございますが、それがひとつの誤解を招くものになったわけでございます。サンケイ新聞では復命のためにそういうものを要請したというふうに書いてございますけれども、校長会でいろいろ聞いた結果そういうことではなしに、せっかくそこに行った、行ったというのは場所に、近くに行っただということでございます。それとたまたまこれを復命の形を整えるということであつたとしても、課長が一緒に行っているわけでございますので、決してそういうことをねらってそういう要請出したことではないという事は校長会でも言っています。が、しかしそのことがひとつの誤解になったことは事実でございます。こういう問題が起こり、その費用はどういうふうなものを使ったのかといひますと資料のほうにございますけれども、これは二万八千四十円、これは都費でもって正規の出張ということで行くということにしてあるわけでございます。この問題について教育委員会がどういうふうな処置をしたかといひますと、それが分かりました八月八日の日に教育長以下関係者が教育委員会に集まりまして、そして校長会の研修旅行についての実際を校長会の関係者から聞きました。そ

れによりますと、その一部変更した理由につきましてはさっき述べましたように列車が少し遅延した。それからそこで手配していた車がうまく配車できなかった、ということから四十分ぐらい遅延したために一時間ぐらいを一応視察の予定にしていた学校を制愛してしまつたということです。それから研修旅費の支出はさっき申しましたように都費支弁による旅費だけでございますが、二万八千四十円でございますけれども、これだけではやはり不足することから各自の積立金から一応一万円出してその研修旅費にあてた。新聞などで問題になっておりました現地視察予定地の連絡はどうなっているのか、これはやはり事前のこの参観願についてはついにしなかつた、そういう怠慢があつたそういうことは事実でございます。それについては校長会でも全く面目の余地がない、こういうふうに言っております。このようなことが一応明らかになりました。さらに校長会では自主的な臨時校長会を八日の午後四時から開きまして、幾つかの反省を行つてそれを教育委員会のほうに申し出ております。視察を断念したことについては当初の計画と手配が非常に疎漏であつたということについては、これは大変申しわけなかつた。それに原因する新聞報道で世間を騒がせてしまつて本当に各関係方面に多大の心配をかけてしまつたということは本当に申しわけないということを申し出ております。それから三つめは今回の失態につき深く反省の意を表明し、今後校長会の

行動に十分な反省、検討を加えて今後こういうような失態をなくすると同時に、こういう不名誉を挽回するために努力したいというふうに申し出て反省の意を表わしております。こういう状況のうちに八月九日、翌日でございますが月曜日午後二時から日野市教育委員会臨時委員会を開き、このことを検討いたしました。まず教育長及び長沢学校教育課長よりその研修旅行についての内容、事実の経過などについて説明をし、その後協議しました。さらに日野市立小学校校長会の代表と会長とそれからこの研修計画を立案する中心になつた人それから会計の三名の出席を求めて管外研修旅行計画と実施の状況などについて改めて三人の校長に事実を確かめました。

それから引き続きまして、委員会では協議をして次の点について一応意見の一致を見ました。一つは、校長会としては今回の研修旅行計画に遺漏があり、かつ当日の日程変更等に対する配慮に大きく欠けていた。それから二つ目は、教育委員会事務局としては研修旅行願の届け出段階及び実施に当たつての指導、監督が不十分であつたということを指摘されました。それから三つ目としては、これは校長会としては深く反省の意をあらわしているし、その真意が十分うかがわれるということも認めました。そして今後、教育委員会としてはどうすればいいか、ということにつきまして検討しました結果、東京都、これは身分が都費の教員でございますので、やはり都の教育委員会と連絡

をとり、適切な処置を行なう、それと連絡を取りながら、これについてどういう処置をとるかということを今後の問題としてひとつ検討したい、こういうことです。というのは、教育委員会はもうそのままそれを見過す、こういう意味じやございません。私たちは私たちとしてこれを踏まえながら、さちつとした処置をとらなければならない、こういう意味で今後の処置を適切に行なつていく、そういうことが決まりましたけれども、しかしこれを考えてみますと、やはり教育長初め、学校教育課長というものの責任というものもやはりありますものだから、私からそれらについても、ひとつ教育委員会に対して適切な処置を行なうように申し出ております。そのような経緯を一応たどつたわけでございますが、その後、市議会各派の代表者会議が八月十一日に開かれまして、そこで今、言つたようなことを一応報告して、おわびを申し出てあります。なお、校長会代表もそのときに出席しまして、そのことについて、たいへん申しわけなかつたということを皆さんにお伝えください、ということをお願いしてございます。以上が報告の内容でございます。以上です。

○議長（名古屋史郎君） ただいまの報告について御質疑はありませんか。石坂勝雄君。

○十一番（石坂勝雄君） 校長会としては、深くたゞいま反省をされてるということなんで、この問題には自分は直接

には触れないけれども、この校長会の何というか、研修計画のいわゆる日程、願いが教育長あてに出てるということから見て教育長が行かないで、学校教育課長の長沢さんが行かれたということの今、報告があつたんですが、長沢課長は、いわゆる教育長の代理で行つたのか、さもないければ、議会の各常任委員会が行くときに議会の事務局が行くような一つの何というか事務局員という形で行つたのか、その点をお答え願いたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君） 教育長。

○教育長（倉又秀作君） お答えいたします。さつきも

ちょっと触れましたように、これは校長会の要請で、いろいろの意見交換などというものが非常に多いものですから、そういうようなことをする上に、この研修会というものが一つの意味を持つというふうに考えまして、指導、助言者という意味で行つたわけで、私のかわりという、特にそういう意味では必ずしもございません。私も全部ついて行くわけにいきませんので、そういう形でございます。

○議長（名古屋史郎君） 石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君） 今、ちょっと的確に自分は聞き取れなかつたんですが、いわゆる学校教育課長として指導、助言というような立場というか、連絡を密にするという立場で出席されたということですね。そうであるならば、自分はいえ

て長沢学校教育課長にお尋ねしたいと思うんですが、少なくとも、恐らく学校教育課長は、この校長会のいろんなスケジュール等に対しては、万々責任を取らなければならない立場の人でなかった、というふうに自分は感じます。そういう点から考えて、私なんか非常に新聞をそんなに何冊もとってないので、サングレイという新聞は、私たちから見れば、恐らく特殊な人がとっていると、一般読者という形ではない、というふうに自分は考えてるんですが、だまた八月の十日に下水道委員会のいわゆる先進地というか、そういう調査で自分もたまたま議会に来て、初めてこういうことがあったということを知ったわけなので、今の倉又教育長からの説明にもあるように、各派の代表者会議が十一日に行なわれた。こういう代表者会議が行なわれた後に、われわれ会派の議員というものはそういう話を聞くのであるし、それであれば正確なわれわれは資料というのか、話がわからなくてあたりまえだ、というふうに自分は感じております。それでしかも正式なものは、こういう本会議上なり議会運営委員会なり、さもなければ全員協議会等で報告があって初めてわれわれは了とするものでありますが、自分は恐らく長沢学校教育課長は好意でやられたと思うんですが、私としてはちょっと不見識だというふうに考えるのは、暑中見舞いの上にあるということ、私は少なくとも、きょう正式にあるまでは別にこの問題をいいとは申し上げませんが、そんなに人の間違いを、

いわゆる故意でなくて起こしたというものは指摘する問題ではない、というふうに考えておったのですが、あの手紙が来て、しかも少なくともああいう文書で書かれるならば、親書とか封書でこういうことの経過だということならまだ了とするんですが、しかも何というか暑中見舞いの上に書くというこういうことは、極端なことを言えば、隠す必要はないことだけれども、あえてわれわれの家族の者にまで、知らない者に無理に日野の校長会の実態を、したということを教えるようなものではないか。こういう点で長沢学校教育課長は、恐らく議員に早く誠意のあるところをするんだという考えでやられたと思うんですが、私は少なくともああいうことをされるんなら、いわゆる封書で、親書で思すべきだと考えるんですが、その点のお答えを願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（長沢三郎君） 今回の小学校校長会の管外研修旅行につきましては、指導、監督の立場にありながら、また旅行願が提出される時点で十分チェックしていかなければならない立場にありながら、その辺につきまして十分な指導に欠けた点につきまして、冒頭、本当に申しわけなくおわび申し上げます。今、石坂議員さんのほうから御質問がありました点につきましては、実は十一日の日に全員協議会、各派代表者会議ですか、各派代表者会議が開か

れる。そこでこの問題につきまして、それぞれの各派の代表者

の方々に教育長の方からこの経過を含めまして、一応事情をお

伝えする、こういうことになりましたので、代表者の方々だけ

でなくて、やっぱり一応、全議員さんにこの不始末をしでかし

た私自身としておわびするのが当然だろうと思ひまして、十一

日の当日、今、石坂議員さんのほうから指摘されました点につ

いて、全員に一応、そのおわびの追記みたいな形の暑中見舞状

を使いながら、それに付記するような形の取り扱いをしてしま

った。その辺の慎重さ等につきましては、もっと当然配慮して

かからなくてはならないと思っておりますけれども、その時点

では、何はともあれただ暑中見舞いをお出しするだけでなく、

もうすでにそういう状態で、各派の代表者の方々にお知らせし

ている点もありますので、これ十二日、十三日あたりに議員さ

ん方がそれぞれの派からお話をお聞きする時点では、課長の方

からも一応そういう形のわび状が届いているということだけは

知っておいた方がいいんじゃないか、そんなような気持ちも働

きまして暑中見舞状をただお出しするだけでなく、それに今申

し上げましたようなことを簡単に付記したということ、その点

につきまして、逆に誤解を招くような、あるいはそのこと自体

が家族の方々にまで、別の意味で心配をかけるような状態を起

こしましたことにつきましても、重ねておわび申し上げておき

たいと思います。どうも済みませんでした。（「結構です」と

呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 大下博君。

○二十二番（大下 博君） 先ほど教育長から経過報告

がありましたけれども、一つお聞きしたいのは、まだこの複写

の内容をよく読んでないからわからないんですけど、さき

ほどの報告によると、研修の日程表が出されてという言葉があ

りましたけれども、そのときに教育長は夏休みであり、しかも

日曜で何が学校で得られるかという疑問が出たか出なかったか、

その点をひとつお伺いします。

○議長（名古屋史郎君） 教育長。

○教育長（倉又秀作君） その点については、たいへん

申しわけありませんけれども、ずっと見まして、そしてそのこ

所を特にチェックするということを怠ったということについて

の私自身の能力のなさといえますか、不注意ということについ

ては、たいへん申しわけなかったということも強く反省してい

るわけです。今後はそういうことでなしに、もっとその辺に一

つのポイントがあるんだ、ということを今後の一つの戒めにし

たい、と思うっておるわけで、今、大下議員も言われるよう

に、そのところに気がつかなかったということについて、た

いへん反省しているわけです。

○議長（名古屋史郎君） 大下博君。

○二十二番（大下 博君） 今、そういう答弁があった

わけですけれども、そういう深く反省されるというのは非常に結構だと思ふんですけれども、続いてお伺いするわけですから、もうたいへん聞きにくい、この場ではたいへん聞きにくいわけですから、さきほどのやはり報告の中で、この問題は校長、職員は東京都で任命権者は向こうにあるんだということであり、まずけれども、そういう東京都と十分連絡を取って、連絡でなくも話し合いながらこの問題について対処していきたいとおっしゃっていますけれども、そういう不手際をやった教育長がどういふことを東京都と協議、話し合いをするのか、私はそういうことができるのかどうか、教育長の良心としてお伺いしたい、というふうに思います。不手際をやったんだ、申しわけないと、こちらで申しわけないと謝られても不手際をやった者が、さらに東京都と協議して処分方、その他を決めるんだというのは、私はちょっと話が、説明がわからないわけですから、

○議長（名古屋史郎君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

お答えします。東京都と連絡を取るというのは、教育委員会として、市の教育委員会として、そういうものに対処し得る限度というのが一応、文書訓告、あるいは口頭訓告、あるいは注意とかそういうものでありまして、戒告以上になりますと、これはどうしても都なんです。それとかみ合わないような処置をこちらでやるということになります。

すと、いろいろ問題があるということで、そういうような点などを十分に連絡しながらしっかりした結論を出したい、こういうふうに思っていることを申しているわけです。

○議長（名古屋史郎君）

大下博君。

○二十番（大下博君）

言いにくいんで質問がよくわからないかもしれませんが、そういう不手際をしかした教育長が、今おっしゃったような処分方をいろいろ話し合いながら東京都とできるのかどうかということです。

○議長（名古屋史郎君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

私はそれはやはり当面の責任者として、やはりそういうようなことについて連絡を取りながら、今、言ったようなことをしなきゃならない、というふうに思っております。

それから私自身についての問題になりますと、これはやはり教育委員会の問題であり、市の問題である。

ですからこれは都とは関係ございません。私自身に関しては、そういうふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君）

よろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

今、いろいろ聞いてるわけなんです、結局、校長の問題につきましては、任命権者も東京都だし、別にわれわれの日野市のほうからどうするということ

とはできないと思います。大下議員が聞いているのは、いわゆる

責任のあると思われる教育長が、東京都と交渉してどうなるんだ、ということ聞いてると思うんですよ。それは利害関係者が、いわゆる利害が同じところから、同じものを聞いてどんなふうな状況になるか、若干、極端に言えば排斥の關係にひっかかってくるようなものがやってるんじゃないか、ということ私は聞いてるんだと思うんです。それに対して教育長が御自分で、最後に自分のことは市のことですから、とこういうふうにおっしゃったわけなんで、流れは大体そのとおりだと思うんです。そこで学校の校長先生が出張を出すのに、教育委員会の方で許可の願ひを出していただくわけですが、教育委員会ではなくして教育長に出すんですね。これは、私も非常に不勉強で申しわけないんですが、こういうものは教育長の許可を得るものか、教育委員長の許可を受けるものか、この点をひとつ御説明願ひたいと思います。

それから旅費が二万八千円と書いてありますが、これが全部二万八千円でプラス一万とか言っておりますが、金額のことはとやかく言うべきではないんですが、日野の学校教育課長が行くのも東京都で金を出してくれたのかどうか、東京都の方の支弁による支出かどうか、この点を一つお聞きしたいと思うんです。それから、学校教育課長というのは、ついでに行くのにただ単に私どもが、たとえば議会の議員が委員会で行く、

研修に行く、そのときについて行く議会事務局の随行ですね、そういうような立場で行かれるものか、あるいは、極端に言うとか、委員長とかあるいは議長の立場とか、議長が行かないとして、命令した議長の立場とか、そういうふうな關係のものであるか、そこいらの点をちょっとお聞きしたいと思うんです。以上です。

○議長（名古屋史郎君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

第一点の許可はだれがやるのか、これは私の方に委任されておりました、私がそれをやります。教育委員長ではございません。

それから学校教育課長の費用であります、これは市の費用をいただいております。そういうことで、そしてそれに行くのは私、事務局と議員さんの研修というふうなもの、關係について、私、内容をつまびらかにしておりませんけれども、ただ付き添いとか、あるいは事務的なものをするというために、行っているのではなしに、もっと違った一つのお互いに校長同士がいろいろな一種の合宿研修のような一つの性格を持つておるわけでございます、そういうものをやり合っているような時に、教育委員会としてはどういふふうに考えるか、そういうふうなことに、ついでの話し合いをするというのがやはり一つの大きな目的だ、それで効果も大いにあるのではないか、というふうに理解しております。

○議長（名古屋史郎君） 三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） わかりました。そうすると

学校教育課長が行ったのは日野市の予算でいらっしゃって、都の予算じゃないということも確認しました。それでただ議会の議員の、たとえば研修旅行のときに事務局がついてくるような状況ではない。議会の議員が行く場合には、これは委員会の場合には委員長、会派だったら会派の会長というのが最高責任者としていろいろ責任をとると、たとえば事務局はその指示に従っていいばいいということなんだけれども、どうも状況が違うらしいと、いわゆる先ほどから言葉に出ている指揮監督というものがあつたらしいと、こういうふうになつたわけです。それでそのことをひとつ踏まえながら結局校長先生については東京都のほうと、こういうふうに行っているわけなんです。それは学校教育課長の任命権者は市長だと思ふんです。それから教育長の選任権を持っている者は市長だと、このように考えるんですが、市長はこの問題につきましてもどのような取り扱いをされるか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市の教育行政の一つの事業の中でこのような事態があつたということを新聞報道によって知つたわけでございまして、大変遺憾なことであるというふうに感じております。任命権者の立場としましての当事者の責

ま願えば願いたいと、ただ校長先生がそう言つたからそのまま受け継ぎますということならそれで結構なんです。

○議長（名古屋史郎君） 教育長。

○教育長（倉又秀作君） いま三浦議員が指摘されるとおり、校長会で言っているそのことには、おそらく偽りはないと思ひますけれども、しかしそういうことはまさに子供の言い訳のような面があるという、そういう判断を、今後とも大人の判断をしてくれということで今後とも留意していくことだ、こういうふうにしております。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） ほかに御質疑ありませんか。

なければこれをもって報告を終わります。

これより議案第五五号、不動産仮処分命令申請事件に関する和解の専決処分の報告承認の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君） 提案理由の説明を申し上げます。本議案は昭和五十一年四月二十八日、東京地方裁判所八王子支部へ提出された債権者坂上武翁外十九名、債務者日野市にかかわる不動産仮処分申請事件に関する和解の専決処分の報告承認であります。五月十二日第一回審尋開始以降裁判所のあつせんにより東村山市、三鷹市、立川市、小金井市、武蔵野市、東大和市、小平市、国立市の八市とともに和解条件等協議を重

任につきましては今後検討を行ないまして、しかるべき措置をとらなければならないというふうにただいまの御指摘で感じました。

○議長（名古屋史郎君） よろしいですか。三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） 分かりました。今後の問題ということではそれはそういうふうにして別の。私らはこのやうな行為そのものを責めるとかそういうものではございません。やはりこんなに出たことなのでたとえばこれが偽りなら新聞に對してもいろいろと文句を言つて、新聞なんていうのはあまり文句を言つてもどうなるかわかりませんが、そういうことで誤報ならば誤報としての取り扱いをしなければいけないんじゃないかというふうに考えます。ただ学校の要覧なんかを何のために取つたかなんていうことになる、これはただ参考のためにいただきましたというふうな子供のような言葉では私はいけないと思ふんです。行くと言つて行かなかつたからいただかなきゃ悪いと思つていただいたんだというふうなつもりか、行動計画にはどこか学校に寄ると書いてあるし、要覧を取つたただ行きもしないで取つたって何もならないことだし、取る必要はなかつたんじゃないかというふうな私も一応の判断を個人的には下せるわけなんです。そこをやはりあまり常識の通らないような言い方で回答はしないようにしていただくと、少なくともその点につきましては常識で納得できるような御回答をい

ねてまいりましたが、八月二日第七回審尋において当事者間の合意をみ、地方自治法第七十九条第一項の規定により和解の専決処分をしたので、同法同条第三項の規定によって承認を求めるものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますのでよろしく御審議の上、御承認をいただきますようお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） 関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君） それでは御説明を申し上げます。お手元に経過がご配りしてございますのでそれについては省略させていただきます。和解条項でございます。これについては概要を御説明申し上げたいと思ひます。第一条関係でございますけれども、これにつきましては基本条項でございます。それから第二条につきましては処分地の指定を定めたものでございます。それから第三条関係、これにつきましては廃棄物の種類、これが定められたものでございます。それから第四条関係につきましては管理組合を設立する、今後管理組合で管理を行なうということで十一項目の管理方法がここに記載されてございます。第五条でございまして、処分地の搬入方法、搬入時間等が三項目ばかり記載されてございます。それから第六条関係、処分地の埋め立て方法が定められています。四項目でございます。それから第七条、処分地の投棄埋め立て期

間でございます。五十二年五月三十一日まで、そのほかが決められてございます。それから第八条違反行為があった場合の措置が規定されてございます。第九条、経過措置が規定されてございます。そのほか第十条、第十一条、ここに記載されているとおり定められてございます。

そのほか物件目録でございますが、この中で挿入していただきたい箇所がございます。一番最後のほうでございますけれども、所有者持分三分の一、桜沢猶、この欄の次の欄に借地権者株式会社ミユキ組、これを挿入していただきたいということでございます。同じくその前の一の桜沢さんの項目のところでございすけれども、同じく借地権者株式会社ミユキ組、これを挿入していただきたいということでございます。以上和解条項について御説明申し上げます。

お手元に廃棄物処分地管理組合（仮称）の設立に関する協定書、そのほか土地使用契約書、委託契約書がご配りしてございますが、これを総括して簡単に御説明申し上げます。七月六日に十三市で仮協定書を締結したわけでございますが、その後四市が辞脱いたしましたので八月九日、九市でこの本協定書を締結したわけでございます。この内容に入りますと、この管理組合は五十一年十月を目途とするということでございます。そういう中におきまして準備委員会、これは後ほど出ますけれども、準備委員会におきまして十月一日告示を目的とする、こういうことで日程が決まっております。それから事業

を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よって本件については委員会付託を省略することに決しました。本件について御意見があれば承ります。奏正一君。

○十六番（秦 正一君）

廃棄物の終末処理の件、今後

の問題として一言意見を申し上げたいと思います。今度の本契約によって当面来年の五月まで一応何とか搬入ができる、処分ができるという状態でしようけれども、それ以後については管理組合はそういった面でも物色はし、そういう場所も探すと思えますけれども、やはりこの時点で将来のことを考えて進まなければならぬ、このように思うわけです。それで都のほうとしてもかなり積極的はこの廃棄物の処理については研究もし、また何らかの措置を考えるんじゃないかと、このように思うんですが、それにしてもやはり市町村の段階で積極的な働きかけをしていかない限りはなかなか実現されない。と申しますのはやはりし尿の汚泥にしてもこれは使いようによっては相当肥料とか、農作物の肥料とか、あらゆる面に還元できるということもある一部の識者においては検討されていると、このようにいわれております。したがって廃棄物を極力何とか再生して生かす方向に将来検討していかねばならないと、これは単独で日野市だけでやるということではなく大変だろうし、大

内容につきましては当面の問題はとにかくこれは大きな問題ですけれども、今後の処分地の確保ということが今後の最大の目的であるということでございます。準備委員会、これにつきましては現在東村山市が委員長、副委員長につきましては三鷹市小金井市がなっております。それから職員は派遣、これにつきましてはすでに職員の配置が行なわれてございます。それから経費の支弁でございますけれども、ここに掲げてございます準備委員会の運営費、それからミユキ組との条件、いわゆる委託契約あるいは土地使用契約でございますけれども、これに基づきますところの一千五百万円、二千五百万円、こういった一つの額、これにつきましては均等割、あるいは投入割、ということを決められてございますけれども、こういった経費、そのほか管理組合設立になりますと、これに対する運営費あるいは和解条項に伴う諸経費、こういった経費が今後、予算措置をお願いしなければならぬということでございます。そのほか委託料関係でございます。登記料それから弁護士費用等、こういったものもろの経費を補正予算においてお願いすると、こういうことになると思います。以上簡単に申し上げますけれども説明を終わらせていただきます。

○議長（名古屋史郎君）

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題になっております本件については委員会付託

にこういう廃棄物の処理を管理組合はそういった面で積極的

○議長（名古屋史郎君）

はかに御意見ありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よって議案第五五号、不動産仮処分命令申請事件に関する和解の専決処分の報告承認の件は原案のとおり承認されました。

これより議案第五六号、日野市立大久保保育園（仮称）施設の譲渡契約の締結を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）

議案第五六号につきまして提案理由の説明を申し上げます。本議案は日本住宅公団が大久保団地建設に伴う基本協定書に基づき、同団地内に日野市が保育園を建設するものであります。詳細につきましては担当部長に

説明いたさせていただきますのでよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

説明いたします。ただいま

提案理由にもございますとおり、日本住宅公団、日野市、それから各関係自治会との三者によりまして、日野市大久保団地の建設に関する基本協定書によりまして、公団の費用によりましてこの団地内に保育所を建設するものでございます。所在地は日野市日野六五〇一番地、構造は鉄筋コンクリート造り二階建、面積は八百十六・八七五平米でございます。それから譲渡代金は建設費一億一千四百五十五万一千円でございまして、利子が四千二百九十四万九千二百四十円でございまして、合わせて一億五千七百四十万二千四百四十円でございます。それから支払いは年二回、二十回割賦でございます。それから内容といたしましては、一階が保育室三、遊戯室、事務室、それから厨房、調乳室、玄關、便所、倉庫その他でございます。二階が保育室三、休憩室、相談室、便所、その他、それから集会所でございます。以上簡単でございますが説明を終わります。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。剣持吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

この大久保団地というのは反対運動があったんですが、それが解決したらしくて、それでそ

ながらいまここで議案の提案の状況をみますと、まだわれわれにしてみればあまり緊急性のない状況において出された感じもしますので、失礼な言い方ですが、それだけの緊急性があったのかどうか、もっと経費、経営その他の問題について検討する必要はなかったか。そういうことが挙げられますのでそういうこともつけ加えて、以上六点について伺いをいたします。

○議長（名古屋史郎君） お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。答弁願います。

○総務部長（松村清栄君） それでは第一点につきましてお答えいたしますが、この三者の基本協定書によりまして、第五条にございますように、丙というのはこれは公団でございます。丙は団地内に保育所一園を設置する。丙は前項の保育所に關して乙に対して用地を無償で貸付け、園舎等を割賦譲渡する。園舎等の設計並びに前項の貸付け及び譲渡については別途乙、丙協議する。こういう基本協定がございます。たしかにさきほど剣持議員さんがおっしゃられたとおり、この建設につきましては市はこの提出の範囲内で市が受諾を受けまして、市が業者を選定し、この範囲内で幼稚園を建設して、この支払いは

の反対運動の過程においては公団がつくって日野市に開放するという話まで進んでいたようでありましたが、それはこの解決の段階においてどういふふうになったかということが一つ。それからいま総務部長の説明によりますというと、公団費用によるといいますが、これは年賦かなんかで割賦返済をするのかどうか、もし返済をするということになれば小学校義務教育機関と同じような扱いになります。そうなるというのと市の負担にかかります。それはどういふふうに計算をされているのか。それからこれが市の所有管理に移りますと毎年の経費がかかるわけでありますが、その経費は現在の物価指数においてどれくらい経費がかかるということを計算されているのか。それから現在保育所の市民要求に対する供給が十分でないの、つくることそれ自体は必要なことと思いますが、民間保育所の待遇とのバランスの関係から民間保育所が相当の実績を上げている実情、これは幼稚園と同じであります。そういうところから民間保育所のいわゆる経営状態等を無視するわけにはいかないと。思います。したがって民間保育所経営者と話し合ひはどういふふうにできているか。それから最後にお伺いいたしますが、臨時議会に提案されなければならぬほどの緊急性があったのかどうか。というのは緊急性があったといえはあったんでしよう、大久保団地建設の公団の計画推進に足並みをそろえるということからいって緊急性があったかもしれません。しかし

公団が支払う、これに対して市は十年月賦でこれを返済していく。前に六幼と、もぐさ台保育園がこれと同じような方法で建設をされてございます。これはまだ建設費用が決定をいたしておりませんので確定契約というものは結ばれないわけでございます。これがこの範囲内で建設ができるということになりますれば確定契約ということができましますけれども、これを上回った金額、たとえば三千万以上も上回った場合には議会の議決が必ず必要でございます。それから契約につきましては指名委員会を行ひまして業者を選定し入札結果につきましては議会の議決をすることになっております。以上でございます。

それから第三番目の点につきましては、これは福祉部長のほうから御説明をお願いしたいと思ひます。それから五につきましてはこれも福祉部長のほうからお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君） 企画財政部長のほうで詳細承知なわけなんですけれども、学校と同じような形態の公団との関係になるわけでございます。純粋な五省協定というふうなところのものではないでございます。それに準じた公団との関係で建設するということになります。それからこの保育園につきましては国から今の計算では二千五百万円の補助がまいります。それから東京都から基本的にはその半分の千二百五十万円きます。合計しますと三千七百五十万の補助がまいりますので年賦といひましても建設の昭和五十一年度中に、そのお金はお返しするというふうなことでございますので、取得価

格の一億五千七百四十万二千四百円の中からその金額が引かれるというふうな、百草と同じような形態になるかと思ひます。

それから公立保育園一園の年間の費用は七千万から八千万という状況でございます。

それから民間保育との関連でございますけれども、この保育園につきましましては前々から毎年御報告申し上げておりますけれども多摩平、豊田それから旭が丘につきましましては大変に保育事情が混み入っている。非常に狭き門であるというふうな状況でございます。指数の十でなければ多摩平の場合は入れない。指数十の場合にも昨年、今年については入れなくて、指数十でも入れないというふうな状況でございますので、前々からこの多摩平、豊田、旭が丘につきましましては緩和する処置というのか、新しい保育園をつくっていかねばならないというふうな考え方であったわけでございます。そういう状況下でございますので、さきほどの総務部長から話がありました大久保団地の建設に伴って早急に建てることになったわけでございます。それから民間保育園の園長先生方とはお話ししてございます。七月ですか七月に民間の施設長会議を行つてございます、その中で大久保に建てるということがお話は申し上げております。その節にも民間に対して圧迫しないような注意はわれわれのほうで受けてございますけれども、大久保に現在大久保団地という公園との兼ね合いで建てることに話が進んでおるといふふうなことを

は報告してございます。

それから臨時会にかけける緊急性でございますけれども、これにつきましてはできれば四月一日に開園し、四月一日から子供を入れられる状態にしたいというところに至急議会上程してお願ひ申し上げたいというふうな事情がございます。それで百草台の場合には残念ながら十一月一日から地元との話し合いができてまして、十一月一日から工事に着工したわけでございます。大分工事なども急いだわけでございますけれども五月一日から開園ということになりますと、そうしますとやはり親のほうにしましては一月間のブランクがあるものですから、要するに一月間が非常に困るものですからよその保育園に預けるといふふうなことになるので四月一日から開園にもつていきたいというふうな事情から急ぎお願ひ申し上げた。こういうふうな事情もございまして、それから大久保団地の話し合いというものが急遽しぼられてきたという事情にもよるわけでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

ほかに答弁ありますか。経費の件の質問がありましたね、将来的な経費。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）

それにつきましては一園の年間の保育園の経費というのが七千万から八千万程度というところでございます。

○議長（名古屋史郎君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

反対運動の過程においては公園がつくって公園が経営して一般に公開するといううまい話があったわけです。それはどうなったかというのを聞いておるわけです。その次にまだ質問がありますが、それに対する答えがないので……

○議長（名古屋史郎君）

企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）

お答えを申し上げます。いまの御質問は大久保団地の保育園の建設並びに経営を公園が行うというお話があったがそれはどうなのか、こういう御質問かと思うんですが、この問題はなかったはずでございます。当初からもちろん経費的なことについては公園がめんどうをみようというところでございますが、経営面、運営面につきましましては当初から市が実施するというところで買いてまいった予定でございますが、何か誤りがあるかもしれません、そういう判断で現時点来ているわけですが御了解いただけますでしょうか。

○議長（名古屋史郎君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

その話がなかった、あった、というのは私は申し上げませんが、少くとも私はあったと記憶しているわけですが、うまい話であったわけですがそれがどう聞いたか、なかったという前提でそれはそれで水かけ論ですから申し上げますが、総務部長が言われる点、あるいは福祉部

長が言われる保育園が足りないからつくるといふのは結構なんです、それが悪いということとは決してありませんけれども、市がつくるというのがいいか悪いかという問題があるわけなんです。私たちはそれを問題にしているわけですが三千七百万出ると言いますけれども、一応使つて年間一千万ぐらいかかるわけですね、それが私はたまたま本年度は文体の委員にも所属しております。文教の委員にもたまたましておりますけれども、文体の要求が非常に強いわけですね、そういうような絡み合いにおいてもの考えなければならぬと思います。したがって緊急性があるかないかというのはそれらにおいて検討されたかというの、そういうような研究されないと妥当な結論は出ないと思ふんです。

私がここで質問するのはそういういままでの五つか六つの質問はそれで結構ですが、いま問題提起して質問するのはそれらの問題と文化、体育施設の問題と絡み合わせのうえ、どこの市町村へ行っても日野ぐらい遅れている所はないわけです。これは理事者もすでに認識してられると思うんですが、これらとの関係のうえにどう検討されたかということ、その件についてお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

大久保団地の建設に伴ひまして住宅公園と、もともと保育園を設置するという話しが整つて

おるわけでありますから、それを実現されたという内容でございますが、いま御指摘のありました文化福祉施設等との関係の検討につきましては、保育事業というのは、文化、体育施設が後回しでいいということは無難なわけですが、別個の今日的な課題でございますから住宅団地ができませんには保育園等を設置事業者に求めていきますということでやってまいっておるわけでございます。文化、体育施設につきましては一定の構想計画も持っておりますので別途によって実施をはかつていくというのがやはり取るべき方法であらう、こう考えるわけです。

○議長（名古屋史郎君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

別途ということで、これを解決すべき問題これは見解の相違であるならば水かけ論になりますから、あまり同じようなことを繰り返したいとは思いませんが、私どもの見解と市長の見解違うんですね、市民要求は幼児教育も市民要求でありましょうし文体の施設も市民要求であります。私たちが分析した、十分ではありませんけれども分析した中から見ますと、文体のほうのはるかに遅れてはるかに需要が多いわけです。しからばいまここでもって大久保団地をこの機会に保育園が足らないのにつくるなということではありません。ただ、いま反対運動の過程において向うに経営させるという話があったことを、ないと言いますけれども、かりになかったとしても経営を向うに任すという方法もあるわけですよ、

そういうような検討しないで、ちょうどいい時期だから買っておこうじやないか譲り受けようじやないかということになると経費は違うといっても、なるほど款、項、節においては違うかも知れませんが、しかしながら日野市の財政においては同じわけなんです。そしていま市庁舎の構内に市民会館のような物をつくらうということで市長が全体計画の中にそれをセッとしたことは私は前進だと思えますが、それについて直ちに建設してくれという要求もあるわけです。そういう中で安易に公団がつくってくれるから、小学校方式で年賦で返せばいいじやないかというふうなことをいつて文化、体育とのバランスのうえにいいのか悪いのかという判断をしなければならぬ。それにはきょう話しをしてあしたつくるということは、早いということはいいんです。いいんですがその検討をした後でやらなければならぬと思われませんがその検討をしましたかと言っておる、検討はなしで別口だから検討はしないならばそれでいいんですよ、それは理事者の責任におきまして市民にそういうふうにアピールするんですから、いいとか悪いとかといったそれは市民があれするんですから、ただそれを検討しなければならぬ、そのうえにおきましてこれは緊急性があってちょうどいい時期だから、平たい世俗的な言葉で言うところとちょうどいい時期だから譲り受けの契約を提案した、それならばそれでいいんですよ、しかし一方に非常に大きな需要があるということを検討

する必要があるが、それには別途だからといってかまわないで延ばしているのかということも聞いていたわけですね、また私の質問がうまくないかもしれませんがそういう意味ですから御理解をいただいてひとつ御答弁をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

かつてこの場所を公共用地に使って文化、体育施設をつくれという御意見もございましたがこれはわれわれの取り得るところではございませんので住宅公団に周辺の住民の方が納得する規模で住宅を建てるという方向を取らしたわけでありまして。したがってその一区画を特に文化、体育施設どうこうということは別段考えませんでした。むしろ保育園を建てるというほうに現実的な問題を感じておりましたので、そちらのほうを推進したわけでございます。

それから文化、体育施設につきましては、何回も申し上げることになりますけれどもやはり緊急性についてはもちろん痛感しておりますが、別に計画を持っております。その方向によって実現をはかる、これが適切だろうというふうに思っております。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

剣持議員が十分質問しましたので、中に入り込んでいような気がしますのでなるべく簡単にしたいと思います。

一点だけ質問したいと思えます。剣持議員がさきほど申し上げました中にもありますが、私も全く同感でございますが、私立の保育所がいままで悪いという評判がないわけで市も立派にやっているんだというふうに考えてるんじゃないかと考えます。市立の保育所と私立の保育所との格差というのはほとんど教育内容あるいは保育内容につきましてははないというふうに考えております。そういう中でいづれにいたしましても公団住宅が来れば、それに保育を要する者が出てくるということは現実でございます。したがっていまして現在よりも余計に保育所の要望度が深くなってくるということもまた事実だと思えます。

ただ公団のほうは、先ほどの説明にあるように市と話し合い、市の指導要綱とか指導によっていろいろと考える。なお、地域住民がやはり建設につきましては、当初反対もありまして、またいろいろと要望も出てるという中で、その要望の中に保育所をつくってもらいたいという要望も出てるわけなんです、公団としてはどうしてもあそこを寝かせておくわけにいかぬ、あの土地を寝かせておくわけにいかず、家をつくらなざるを得ない。これにはいわゆる地元対策と申しますか、そういう関係から保育所をつくらなければならぬということになってきてる。保育所をつくらなければ地元の住民が賛成はしないだろう、こういうふうに進められて、何としても保育所をつくりたい、これが事実だと思えます。そういう中で、市立の方の保育所

の方がよっぽどいいんで、市民がどうしても市立の方を望んでいるんだ、全部これからも国もそうだし市も市立に転換したいんだというふうな方針の中ならば、これは市立にするのはけっこうです。しかしながら先ほどの質問にありましたとおり、市でやれば相当の赤字を赤字というとおかしいんですが、超過経費を市が負担しなきゃならない、しかも市は現在、広報にも出し、あるいは一般的にも市が言ってるように、財政は硬直し非常に苦況な財源で、これからもろの処理をしなければならぬという時点で、これこそ千載一遇の好機だということどこで公団に経営を委任し、公団がつくってやるという要望を私は十分市政を預かる者なら出すべきではなかったか、また出すべきだところ考えております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）これはたとえば多摩平の団地が日野市に來たときに、宮村さんという人が、多摩平の幼稚園を公団と話し合いの中でつくって、現在りっぱに多摩平の幼稚園としてやっております。公団では、公団でできるかできないかはわかりませんが、公団ならばその保育所をやりたいという人が見つかるだろうと私は判断しております。しかも団地としてある程度の規模があれば、経営というとおかしいですが、特に幼児教育に熱意を持っていられしやる方がいるはずなんで、そういう人を選ぶことも公団にはでき得ると私は考えてるわけです。そういう中から日野市の財源を救済する意味においても、市の方で安易に市で公団から

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

私も三浦議員と同感ですが、

剣持議員からも意見が出されたんですが、とにかくだんだん地方財政が窮迫している時に市立のそういうものをつくると、職員関係とかいろいろ人件費並びに運営費がいるわけですが、そうしたときにおいて民間の経営者を募集できなかったか。あるいはそうした保育園の紹介ですか、そういうものに対して市長はそうしたみんなの中でこういうことが、希望者があるかとか、もしなかったら公団の方で見つけてくれとか、そうしたことを言われたかどうか。またそうした意思があったかどうか。

○議長（名古屋史郎君）

答弁願います。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）

三浦議員さん並びに

高橋議員さんの御質問に対しまして一括になるかと思いますが御勘弁いただきましてお答え申し上げます。

まず御質問の趣旨は、大久保団地の中につくります保育園をあくまでも市立ということじゃなくて、民間ということを考えなかったのかということが御質問の趣旨かと思えます。実は私どもの方といたしましては、事務レベルでたいへん恐縮でございますが、このように判断をいたしておりますので御了解をいただきたいと思うのでございますが実は大久保団地の建設につきましては、かなり長い年月を使いました。私も企画財政部に來る前からこの問題ができておりまして、実は引き継いだ時

買い取って市の経営にするというんではなくして、あくまでも民営の方に切り替えさせて、そしてそれを実施すべく努力すべきではないか、こういうふうに考えております。さきほどからいろいろ聞いておりますと、どうも最初から市でやることに買っていたとか、何か知らないけれども一方的にもう、たとえば六幼の問題とか、あるいは百草の保育所の加勢に駆られて、何でもかんでも市で引き受けられたいんだというようなことを考えているように見受けられます。いずれにしても国鉄が赤字だと、これはもう当然だと思ふんです。赤字路線の所は私の、私鉄はつくらないんです。もうかる所はつくっても赤字の所はつくらない。そういうような所で赤字路線はやはりつくらないやらないとすれば、国鉄の赤字もこれはやむを得ない。市の方も市の保育所に關しまして、どうしても民間ではできないような所に、経営も成り立たないといけないところで、住民要望があるならばここにづくらないやならない。しかし現在の状況を見れば大久保団地のところは種々の状況から推しまして、民間で十分やり得るところであると私は判断します。そういうことの考えの中から、市で安易にただ買い取ればいいんだと十年で買えばいいんだというようなことでなくして、何でその交渉ができなかったか、その点につきまして嚴重に質問いたします。（「議長、関連」と呼ぶ者あり）

点でいろいろ公団側と折衝いたしました。その時点では、すでに四十八年の三月三十日の時点で公団と、市といたしまして基本協定を結んでおりました。その基本協定の中には、今いろいろ討議をされております保育園問題がございまして、およそ大久保団地のあの西側の部分に五百坪を無償で貸与いたします。こういうことが明記されておりました。ただ経営の問題その他につきましては、もちろん書かれておりませんけれども、市と公団との取り決めでは、五百坪を無償で保育園用地として貸与いたします。そのかわりという大変語弊がございしますが、とにかく十一階建ての三百九十二戸を建てるんだと、そういうようなことで市もその時点では了解をいたしまして、基本的に協定を結んだのが三月の三十日でございます。その協定を実は私も今日まで引き継いでまいりまして、公団側と折衝をいたしたわけでございます。しかしながら十一階建ては非常に高層でということ、地域の方々からも反対がออกมาして、たしか四十九年の時点でこれを公団に申し入れまして、この十一階建ては撤回をいたしたような経過がございします。そういうことで大変、今、お二人の議員さんから御質問いただきましたこの経営を民間ということは、実はその時点から、あるいは私も引き継いでから実は考えておりませんでした。市立であくまで運営をするんだという基本的な決めがございましたので、そのように今日まで至ったのでございます。しかしながら今御質問を受

けますと、そういうことも確かに考えなければならなかったかと現時点では考えますけれども、それを貫いてまいりました関係で、このようないわゆる譲渡契約の運びになったわけがございます。その点のひとつお含みをいただきまして御了解をいただきたいと思います。

それで先ほど総務部長の方から、六幼とか百草台と同様な方法でということをお願いしました。内容はほぼ同じでございますけれども、あそこは戸数が少のうございますから、五省協定に基づきますところの公団の立てかえではございません。別な立てかえをいたすものがこの大久保団地の保育園でございます。十年間で元金均等半年賦償還という形で進めてまいっておるわけでございます。そういう意味でひとつ御了解を賜りたいと思っております。

○議長（名古屋史郎君）

よろしいですか。三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

前から考えていなかったということなんだけれども、私も聞いたのはきょうが初めてなんです。これにつきまして正確に聞いたのは初めてだということ、予算の使い方というのはやはりそれはもちろん重点的な使い方というのがありますが、やはり跛行的であってはいけないということだと思ふんです。かたわのような使い方はいかんといいことは理事者はよく知っていると申すんです。かたわでなくして、重点的に使えというのが、非常にむずかしいよう

けれども、予算の使い方なんです。現在、保育所につきましては、ほかでも保育所をつくっていただきたいという場所が市民要望として各所にあり、しかも土地まで取得しているところがある。そうすると大久保団地のものをひっくりかかると予算の使い方が非常に跛行的になるということも現実の事実になってくるということでございます。そういうために絶対市営でつくらなければならぬ場所に使えるのが遅れてくる。したがって必要なところへつくれなかったというふうな状況に予算の行使のあり方から考えれば、当然、無理をしなければ起こってくる。よほどの無理をしなければそういう問題になってくるはずだ、良識的な予算の組み方をすればそうなると思はそう判断しているわけですか。そういう中で、これは何もきょうここで決めるべきではないので、今、いろいろの質問の中で、理事者のほうはもう少しこの状況を公団のほうと交渉して私立の経営をしようとする者がだれかいないのか、というふうな交渉をしてみることがあるのではないかと、そういう考え方があられるのか、その点についてまず第一点。それから理事者のほうでやはり公営の市立の保育所の方が私立よりいいんだ、だからつくるんだという気持ちか、その点二つをお答え願いたいとかように思

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君、よろしいですか。

関連でどうぞ。

○十九番（高橋通夫君）

さきほど企画財政部長の話で

は、前からそういうことであるからそう考えていられたというわけなんです。三、四年前の地方財政と現在では、ずっと違うわけです。ずっと地方財政が逼迫して自治体が困っているわけなんです。われわれが委員会あるいは各派で各市を視察しておりますけれども、保育園あるいは幼稚園等、私立のところが多い、そういうところは、わりあい楽をしているわけですね。それで市民が困らなくやっていると申すんです。それを公立をやれば、市の政治的といっちゃなんだけれども、たくさんあっていい。そういう誇りにはなるかもしれないけれども、市の財政はだんだん苦しくなってくるわけですよ。そして三、四年前と経済状態が違っているから、そういうところに市の理事者と

しても気がついて、これは民間にすべきではないかという考えが出るべきがこの硬直した地方財政に直面しているところの理事者の考え方ではないかと私は考えます。そうしたことが考えられなかったかどうか。

○議長（名古屋史郎君）

答弁願います。市長。

○市長（森田喜美男君）

大久保団地は、戸数が百八十四戸というごく小型の団地でありますから、住宅公団が自分の入居者のために保育園を自営で開設をするということはとうてい考えられないことでありました。これは交渉の中ではっきりそういう交渉もいたした経過がございます。それから住宅公団が自前で保育園を経営するということが、これも恐らく全国に

ないのではないかと思います。市がつまりこういう機会に公団の立てかえで、つまりおっしゃるような財政支出をなすべく今後の市民の方の負担もしていただくという配慮の中で立てかえ払いをさせて建設をするということは、私は理事者としてちっともおかしくない、当然なすべきことである、こういうふうに考えております。

それから民間委託をする考えを持たないかということでございますけれども、ちょうどこの大久保の地域は、日野市内でも緊要度の一番高い場所にも該当いたしますし、したがっていい機会が生まれて幸いであった、したがって来年四月には開園をしたい、こういうふうに考えております。そういう緊急性の意味もありまして今回提案をいたしましたわけでありまして。

○議長（名古屋史郎君）

よろしいですか三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

何か私の質問と、問題が高

橋君との兼ね合いがありましてはぐれちゃっているんで、答えがちっとも私の質問の答えになってない。もう一回私の質問を考えてもらって回答してもらいたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

三浦議員は財政論から跛行的な自治体経営は適当ではないというふうな御指摘で御意見があったように承りました。したがって跛行的ではない、福祉事業として当然なさなければならぬ仕事の範囲である、私は跛行

的ではない、それから公団に立てかえをさせるということは、一つの財政措置としてとるべき方法である、こういうふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君） 三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） 問題がすりかわっちゃって私の二点につきまして答えがないわけなんです、一つは幾らかくっついてるような気がするんですが、じゃ、問題を変えます。阪行的というのは、結局、私の心配なのは、さきほど市長も言い部長も答えてるように、この場所は非常に緊要度があるんだ、必要度があるんだ、こう言ってるわけなんです。だから必要度があるならば、これは経営が成り立つんだから民間でもいいんじゃないか、だから公団でつくるならば民間の方へ募集させて、公団は民間にやらせればいいんじゃないか、と私の方向はこうなんです。しかも公団は保育所をつくらなければ地元対策ができない、こういうことならばいいんじゃないか、それでまだほかに必要度がある所もあり、土地も買ってつくらなきゃならないところもあるというように所へ、そこへ保育予算を載つけたらちょうどいいんじゃないか、と、こういうふうな考えで千五百万の二回ですか、これ二回、千五百ぐらい一年間に返すんだらうと思うんですが、少なくとも。それからこの保育園をつくるために四、五千万の金が、そこまで出るか、二千万ぐらいの金は出たんだらうと思うんです。

たかもわからないというふうなことで、今度もやはりねらいはそのような、市長が、要望があるんだし、非常に必要性があるところなんだというところはこういうものを私立に任せてもいいじゃないんです。あくまでも先ほど、何かくどいようですが、市立は私立にできないようなところにつくってやるべきだと、こういうふうな考え方を持ってこれは一番いい条件だから市でやるつもりじゃなくして、市立じゃなくて私立のほうに、公団のほうにいったらやらせる方法をとる考え方を持っていないのかどうかと、こういうふうに聞いているわけです。その点についてお答えをお願いします。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 公団に立てかえ払いでつくる、こういう方式をとるわけですが、もちろん保育園につきましましては国からの補助金、支出金がありますからそれは確保して早期に返済に充てます。したがってそれらを全然考えないで公団のみと立てかえ代金を決裁をしていくということではございません。それから保育園はこれは民間経営が有利だとか、公営にすれば不利益だとか、こういうことはこれは国の、本来保育事業そのものが国の事業でございますからして差がないのが普通であります。あの場所は特に急ぐ事情もありますし、緊要度もありますので、市が直営をしていく考えであります。それから今後、いま御指摘のような事柄につきましては平素そ

したがって三千万か四千万ぐらいの金はこの保育園を一園つくったために市のほうで出さなければならなくなるんじゃないかと、そうなると市の財源としてもう一つ保育園を来年あたりつくるのもむずかしくなってくるんじゃないかと、そうなると次には市民の要望に答えられなくなってきたんだというふうな断定を下されてしまうと、その関係の市民が苦しむというふうになるんだと、そういうふうな考え方からすればできるだけ一カ所に集中したほうがよろしいというふうな考え方を持っているわけなんです。そこでやはり大久保団地のところは、市長は今まで公団が直接経営したことは見当たらないと言っておりますが、確かに公団で直営しているところはないでしょう。これは公団は募集をする時に用地をセツトするか、あるいはつくってこれを貸し与えるからだれか経営する人いないかというふうにやると、その市の状況を見て私にやらせてくださいと、新しく経営する人もいるだろうし、またさらに拡大してやろうとする人が出てくると、これが前に言ったとおり多摩平幼稚園がそうなんです。宮村治という先生は多摩川のほうからはるばるやってきて日野の多摩平に居ついてりっぱに経営をしていらっしゃる、また教育内容もりっぱにやっていますと、幾多の子供さんたちを育成しては出し、育成しては出しているというふうな状況なんです、あれは多摩平だからできたんです。たとえばとんでもないところにつくればあるいはあの人にはできなかった

う方の御意向もあらかじめ探してみまして、今後の経営につきましましては考えることもあり得ると、こういうふうなこの場ではお答えをする以外にないと思っております。

○議長（名古屋史郎君） 三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） 民間も市立も保育所の経営は同じなんだと、こういうふうにおっしゃいますが、超過負担をそれなら叫ぶ必要ないんですよ、はっきり言う。民間では超過負担は叫んでないと思うんですよ、あまり。一生懸命いろいろな点でやっているんですよ。市では超過負担、超過負担と、何かその一つには市長も悪いんです、はっきり言う。保育所をつくったりなにかすれば超過負担で大変なんだと、こう言っているわけですよ。それなら国民、市民は日野市長の森田さんが超過負担だと、保育所をつくと大変なんだよと、それでもつくらなきゃならないんだと言っているんですよ。日野市民みんな知っていますよ。それならなんで市がつくらなきゃならないんだと、民間でできるんじゃないかと、やらせればと何言っているんだと、そこらの回答をお願いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 超過負担の一つに建設費をわれわれは言っているわけです。摂津訴訟というのがございますが、国が二分の一を持つといいながら二分の一を正確に確実に持っていないから超過負担だと言っているわけでありす。

これから保育につきましては何と言いますか、行政として必要なことを自治体は一つの責任としてやるわけでございますから、その際に財政と均衡しない面が出るわけであります、それらは国の責任においてもっと考えてほしいということはひとつの理論立てといたしまして、自治体の経営といたしまして当然主張すべきことであると、むしろ議会からはいつも国に対してもっと積極的に獲得せよといわれておるのが私は自治体の議会、理事者との関係におきましては正しいんじゃないかと思っております。民間に委託するほうが有利であるというふうな説はちょっと私はうなずけないような感じでございます。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

これは数字で見ればよくわかるんだし、予算を見ても決算をみてもいわゆる保育所の経営につきましてははっきりわかるんですよ。それで一園つくってとんとんにいっていることはいけません。特に値上げの問題につきましても国の査定以下に抑えておるし、非常に日野市としては市長も住民要望によって値上げを断念したというところで、これはいいか悪いかわかりませんが、そういうようなことで負担もよけいにかかっているような状況なんです。これは公立私立同じような状況かも知れませんが、そういうことがあるというところで経営については私は一番最初にも言ったとおり、私立の保育所の保育内容と、市立の保育内容とどうしても

それではもう一回確認で言いますが、今度つくってくれと言っているところをすぐにつくっていただけですか、同時に。それをお願いいたします。つくっていただければそれでもう引き下りましょう。

○議長（名古屋史郎君）

福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）

大久保の保育園についてで

ございますけれども、私も四十九年に福祉部に参ったわけなんです、その時は企画財政部長が言いますように、田中部長時代に基本協定ができておりました。今日までそれがあからそのままできたということではございませんで、考え方でございますけれども、三浦議員さんがおっしゃるように民間保育、それから公立保育園については格差というものはないというふうに考えております。それから具体的な食べ物だとかいろいろな問題につきましても市からそれなりの補助をしておりますので処遇についても同様だと思います。ただ違う点がございまして、これは低年齢児の保育というのはやはり一般の民間の場合にはちょっとなじまない状況であるということ、それから朝早く夜遅くまでの特例保育というものがまだやられてない、こういう状況でございます。この違いがあるわけでございます。この民間保育に低年齢児保育とか、それから特例保育をやらせるというためにはほかの市の場合には市が多少の経済的な裏打ちをしないと民間保育でこの保育が、低年齢児保育とそれから特例

市立のほうがいいから市立をつくるんだという大義名分があるなら、これは現実具体性を持つているならば結構だと思ふんですよ、それで。私はそうじゃないんだと、市立も私立の同じように市民が評価しているんだと、それならばあえて火中の栗を拾うよりも特に大久保団地についてはこれはもうそれをつくらなければ地元対策ができないでうちがつくれないと、公団では会計検査院からも長い間金を投資しておいて何もうちをつくらないとはもってのほかじゃないかと、会計検査院から指摘を受けている土地なんですよね。何としてもつくらなきゃ大変だところ思っているんです。その弱いというわけじゃありませんが、そのタイミングをあわせてやらせればどうしてもつくらなければ検査院に怒られると、また公団のあり方としてもまずいと、そうなれば市のほうで、だれかやる人を見つけていらっしやいと、こう言えば当然見つけてくるんです。いわゆる公立の保育園がもうほかに必要ないというなら道楽で、道楽といったら悪いけれども、結構だと思ふんですよ。ところがほかにもつくってくれ、つくってくれというところがいっぱいあるんです。だからできればそういうことのでき得るところはそういうふうにさせておいて、市で金を出さずに、そして市で建てなければならぬところに出して早期に設置を住民の要望をかなえてやったらいいんじゃないかと、これなんです。そこらの見解をお願いいたします。

保育が一般化しない、こういう状況でございます。私のほうの考え方はやはり民間保育をだんだんに導入するためにはやはり日時が必要でございます。それで大久保につきましてはやはり急には民間保育に委託するというふうなことはとりきれませんので、公立にしたいという考え方を持っているわけでございます。それから大久保の場合に予想されますのは多摩平、豊田それから旭が丘、どうしてか工場とか会社が一番集まっているとか、あるいは公共施設等もあるというふうなことで指教児の方がだいぶ多いございます。それから下にはそういうふうな特例だとか、低年齢児というものが保育園にないものですから、下の日野から三十五名ばかりの子供が上に行っているわけですから、そういうふうな状況で大久保に対する需要というのはいくらもつかないという低年齢児とか特例にウェイトをおいた、要するに市民の希望が多いというふうに考えていいんじゃないか、そういうようなことで急には民間保育の要するに委託にかじをとりきれないという現状でございますので、公立保育園にせざるを得ないと、こういうことでございます。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

いま口で聞いただけではわからないで、データで出したいと思ふんですよ、いまのそのところに低年齢がどのくらいで、どう処理されてい

るとか、それから来年はどうなんだと、そういうことがわからないと市立と私立との問題はできないと思うんですよ。それからもう一つは早朝とかあるいは時間外の問題につきましては市のほうで金をやればやってくれるんですよ、同じ金で。はっきり言うと、市で金を使うよりも、市よりも少し少なくとも私立ではそういうことを市でこれだけ補助を出しますからやってくださいと言え、市でたとえば百万円使うならば私立ならば九十万ぐらいでやっちゃうと思うんですよ。やってくれますよ。それは金って問題でやれないんですよ。そういうことですよ。だからその点等もしもそういうならば私はそれを説明していただきたいと思うんです、数字的にお願いします。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）

全般的な数字ではございませ

せんけれども、日野の地域から三十五名の子供が多摩平、豊田、旭が丘に行っております。（「どこから、日野の地域から」と呼ぶ者あり）旧日野の地域です。（「日野の地域から多摩平のほうに行っている。下から上に行っている。幼稚園じゃないよ」と呼ぶ者あり）保育園ですよ。（「保育園だよ。」と呼ぶ者あり）数字といいますが、旧日野だけ申し上げて申しわけないんですが、そういうふうな状況です。（「どこに行っているの。」と呼ぶ者あり）多摩平と旭が丘、豊田、いま挙げられる数字は

口歳ですか。あるいは何か勤務の都合で、勤務先に保育園というのはいやってくるんですか。その点確認します。

○議長（名古屋史郎君）

福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）

保育園につきましては日野市の子供が、母親が八王子に勤めている場合には八王子に移すこともできるわけでございまして、必ずしも自分の住んでいるところということではございません。母親とか保護者のいろいろな都合がございします。その希望で申請していただいてその申請の中からさっきおっしゃった指数というもので選別していく、そういうことになるわけです。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

いま部長が日野のほうから

多摩平に行っているというんだよね。多摩平だとか旭が丘、向こうのほうに行っているということだね。そうするとそれは行っているのが勤務の都合でどうしても行かなければならなくて行っているならあえて何も理由にはならないんだよね。全部がそうじゃないと思うんです、三十五名が。そうするとむしろ日野市のほうにこれは市でどうしても早くつくってやらなければならぬような、そんなところまで行かないで食い止めてやらなければならぬような状況があるんじゃないかと、だからそれならばそのほうに金を使って、ここは地元対策なんだからこの際やらなければしょうがないからということならば公団が

そういう状況でございします。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

ちょっといま旭が丘という

問題があるんですが、旭が丘は非常に要望が多くてそれこそ大変なところなんです。なんで日野から行っているんです。旭が丘の人がいわゆる外に勤めていて、指数一〇に匹敵するようなものが落とされて、日野からもっと一〇ぐらいの人がいるんですか、一二か一三の人が。どういうわけなんです、旭が丘に行っているというのは旭が丘の人が聞いたら怒るかも知れないよ、こんなことを言ったら。それをひとつ説明してください。

○議長（名古屋史郎君）

福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）

旭が丘には会社も多ござ

います。それから学校もございします。それから市立病院だとか、そういうふうなことで、やはり母親の心理としましては日中、子供を預けておくのは自分の職域に近いほうがいいという心理もあるようでございします。それから旭が丘においてはゼロ歳保育をやっているというふうなところから、おっしゃるよう

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

旭が丘に行っているのはゼ

やるだろう、こういうことなんだよ。それは、どうなんだね。

○議長（名古屋史郎君）

福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）

おっしゃること、よくわか

るわけなんです。それで全体的に多摩平それから豊田、旭が丘、混み合いますので全般的な緩和策として大久保に建てる、そうすれば豊田、旭が丘それから多摩平の緩和策にもなるでしょうし、さっき言いました三十五名という問題がございしますけれども、下の緩和策にもなるだろうと、こういう考え方でございします。それから大久保が早くなるというのはやはり公団の建設費で取りかかれるというところから早くなったわけでござい

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

それじゃあ意見のところ

で言うのもめんどくさいからひとまとめに言っちゃいますが、とにかく私立でできるような所は私立につくってもらってそれで運営してもらおうと市立でつくらなければならぬような場所は市立でやるというふうな考え方の中でやるべきではないか、そうならば現在のこの場所は私立でやる考えは持っていないのか、とこういうふうには私は終始一貫聞いているわけなんです、どうも公団で金出してくれるからどうのこうのというところで私立がやっても公団ではつくらなければならぬんだから、保育所をつくらなければ地元がいうことを聞かないんですから、だか

らあそこに公団つくれない団地をつくらなければ会計検査院に文句を言われちゃう、こういうことで困まるんです。どうしても困まるんで背に腹は代えられないというわけで保育所をつくるわけです。つくとすれば市のほうでだれかにやらせると言えばちゃんとやってくれる人が出てくるという判断なんです。当然ですよ公団で言っていますよ、石のわらじをはいてもそうなっているんです、さもないとできないんです。会計検査院から総裁がおられちゃう、もう三回おこられているんだからね、あれそういうふうなことで何で、市では保育所をほかにもつくらなければならないということになれば保育所はどうしてもつくらなければならない。たくさんあればあるほどいいんですよ、これはたしかに近所に行ければ一番いいんですよ、また勤務先の所に行ければ一番いいというわけで私は保育所の数を市の限られた財源で一園でも余計につくるにはそれだけの創意工夫をしないといけないことを言っているわけですが口が酸化するほど、何か先入観にとられちゃうってこれがいんだと思っているけれども、やはり物事は裏と表を考えると、いうことで、いずれにしてもこれはつくることは結構なんでおおいたつくていただいて、さらに市民要望のある所は同時にそれができるように努力してもらいたいということなんです。質問ならばその意思があるかどうかということを開きたいんですけれども、そうなるよとまた次の答えの問題によってもう一回

か、承諾をしてもらうとかそういう意味ではなくて、やはり事前に私立のそういった面で保育所について貢献してきているわけですから、また私立としても経営を考えていかなければならない、そういう面で事前にやはり一言ぐらい話をしていかなければまずいんじゃないかこのように思います。

また措置児の数においてはゼロ歳から五歳までのあれを予定しているんですね、それはさきほど数が出ておりましたけれども具体的な面はそれでいいと思います。ただその点で心配なので答弁願いたいと思います。

それから一点日野の場合には保育所が相当数多く他市に比べて恵まれているわけです。そういった面で市の財政も経費の面でも相当支出しなければならぬ、これは以前に話もありました福岡方式とか大阪方式こういったものもあるわけです。将来的にはそういった面も検討していかなければならないじゃないか、こういう段階にきているんじゃないかこのように思うわけです。これは意見ですけれども将来の保育所の運営のあり方として検討していく必要があるんじゃないか、またしてもらいたいところのように意見を申し上げます。前段の分について答弁願います。（「意見になるんじゃないか」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

答弁願います。市長。

○市長（森田喜美男君）

私の答弁とそれから福祉部長の答えにそこがあるということの御指摘なんです、福祉部長

私が立ち上がるように悪いからこれでやめておきます。

○議長（名古屋史郎君）

次に、秦正一君。

○十六番（秦 正一君）

私は保育所の設置についておおいに推進すべきであるという立場で、なおそれがスムーズにやはり進められていかなければならない、そういった面から質問したいと思います。さきほどこの地域の未措置、保留児、要するに入れないこの児童、こういうのが概略入ってきているわけでございますけれども、厚生省がこの通達を出したわけですね過去三回にわたって二十八年、三十年、三十四年とこれが改正されて三十八年においてこの保育所の設置については既存の保育所のやはり二百メートル以内に設置される場合には認可する場合においてやはり状況を条件的なものが付くわけですね、そういった面の措置の数とかそれから分布上の未措置児の分布状況とかいろいろないくつかのそういったものがあるわけです。さきほど市長のほうでは既存の保育園と話はしていないというふうにも言っているし、福祉部長は一応話はしてあるという面で将来今後公立の保育所ができた場合に摩擦があってはならない、そういった面でやはり許可を得るということ、事前に了承を得ることが必要だと思っております。福祉部長は話はあるところがある場においては市長は話はしてない、確信をもって反対はあり得ないというふうにおっしゃっている、そういった点がちょっと心配になるわけですのでその点どちらが本当なの

はその保育園関係の施設者とちよいちよい会合がありますからその際にすでにお伝えしてあるということをおもさきほど知りました。私が伝えましたのは、私のほうから特別そういう形で公式にお話をした機会がなかったものですからその点については実施してないというふうに考えて思い込んでおりました。しかしすでに情報としてはお話を申しておるということでございます。

それから大久保という予定をしております場所の周辺にはたしかに保育園やっておられる方があるかもしれないけれども二百メートルという範囲には少くもないんじゃないか、今後そういうことを考えておられる方も聞いておりますので、したがって特別の異論は出てこないというふうに考えておるわけでございます。

○議長（名古屋史郎君）

秦正一君。

○十六番（秦 正一君）

分かりました。二キロメートルですか、それ以内にはないということになればそれならば結構です。ただ厚生省の児童局長の通知の第二百七十一号という保育所の設置する場合の認可要綱ということでそういったものが依然として生きている。要するに通達として出されているということをお認めのうえ今後のそういった面に当たってもらいたいことを要望しておきます。

○議長（名古屋史郎君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

市長の言うことと福祉部長の

言うことと違っているんですが、もし一致しているとすればまた問題があるわけですが、市長は民営と市営では経費が同じだと言っているわけですが、その前に福祉部長は七百万から一千万円かかると、これは二人の話しが一致しない、もしこれを説明するとするならば超過負担とかあるいは待遇に民営と市営とが相違があるということ。市の一千万から七百万円の負担、ある一つの市立だけをそういうふうな負担でプラス負担でオーバー負担で待遇するということになればいわゆる税金の環元ですか配分ですか、それが均衡でないことになります。したがって七百万から一千万もかかるんだから市長がいま言われている、文句が出ないとか出るという問題ではないんです。そうではなくてそれは民営を考えたか、それを全然考えてこない。これは話が飛躍して大変恐縮でありますが幼稚園も部屋が空いているから入れるんだと、それには一千万円かかるけれどもそれは考えない。それから協定を踏襲してきたのはこれは結構です。しかし高橋議員が言われるように時代が変っている協定ですから向うとの話し合いができるんです。その話し合いもしないというわけですね、それで妥当性がある、みんなが欲しがっているからつくってやるんだということではあまり一貫性がないという感じがするんですが、あまり間口を広げて大変恐縮ですが市営と民営は同じだという市長の発言とそれから七百万から

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

いま福祉部長が言うのが正しい

ければ市長が市営と民営は同じだということはまるっきり間違っているわけですね、それはどうなんですか。実際は私は福祉部長が言うのが正しいと思うんですよ。市長が言うのははたっりのような感じがするんですが、しかしそれが本当に同じならばそれで結構です。そういう格差があるならば待遇が経営かどこかに欠点というんですか何かがあるはずですよ。それを改めるためにはとりあえず民営のほうを考えなければならぬはずであります。しかし民営でどうしても管理する人がないとするならばそういう過程を経て、いまとりあえず市営にしたというならば話は分かるんです要求があるからつくってやった、それで一方は七千万から八千万一億にかかるというわけですからね。これは大変な問題だと思っておりますよ、市民はこれを知らないと思うんですよ、これについての市長の考え方間違いないならば間違いないんですよ、民営と市営が同じだなんていうことを。私は福祉部長の言うことを計算からきているんですからそれを信用したい、否定するんならば否定していいですからひとつそれに対するお答えをいただきたい。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

私が申し上げましたのは措置費として公立の場合も民営の場合も同格だ、こういうふうに申

一千万かかるという（「七千万から八千万だよ」と呼ぶ者あり）七千万から八千万、まるが一つ違うの、それは大変な問題だ。それを説明して下さい。これはつまり三浦議員が言われるように、こっちの私立もこっちの私立もその費用は出せないからしめていられるんです、合理化している、そうすると市立は合理化してないということになるわけですね。経営がルーズだということになるこの辺をひとつ説明していただきたいと思っております。

○議長（名古屋史郎君）

福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）

七千万から八千万かかる

いうのは市の税金がそのままかかるということではございません。保育料も入っております。国からの補助も入っております。そういうことでお考えになっていただきたいと思っております。（「分かってる。」と呼ぶ者あり）

それから市と民間の保育園については高い年齢児については差はないと思います。低年齢児と特例をやっておりますので、その点が低年齢児の場合には保母をたくさんいるというふうな状況、それから特例の場合にはやはり特例パートだとか残業だということになりますのでやはり民間保育園にとっては採算的な部門じゃないかというふうなことがございますので、市の多少の超過負担も出てくるわけでございます、そういうところが私が申し上げた説明でございます。

○議長（名古屋史郎君）

ほかに御質疑ありませんか。

上げたわけでございます、一園の経営ということについてたしかに人件費等が違います、公立のほうが市の負担は一般的には比較すれば大きいといわれるかもしれませんが保育行政というのはやはり質の問題もございまして、それからこの経営という形にゆだねるのにもそもそまない事業であると思えます。むしろ本来公的な機関においてやるのが、保育行政の本来的な意義ではないか、それが十分できませんから民営にも依存をしてある、依存をしております民営に対しては十分また配慮をしなければならぬというふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君）

よろしいですか。ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題になっております本件については委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）

私市長なり各議員からこの保

育所の問題の質疑を聞いておりましたやはり一番根本のネックになるというのは、私は公立のよさもあるし私立には私立のよさがあるということはこれはもう当然だと思うんです。ただ問

題は第一点として、いわゆる意見を述べたいと思います。現在たしかに国から出ているいわゆるいろいろな補助金、こういうものがいわゆる末端の市町村の財政圧迫の超過負担になっているということも事実だと思います。ただ超過負担があるからといって内部的な努力がなされているかどうかまず第一点に挙げるのは、いまの保育料が適正な価格であるかどうか、昨年度かなり広報等に質疑をかもし出して現実的には保育料は値上げされなかったという点をみると、やはりいまの保育料が現理事者では適正であるということを認めているんじゃないか、こういう点では自分は納得しがたいと思います。そういう意見が第一点。

第二点は公私立の適正配置ということを考えていままて長年やってきた私立にいわゆる公立が、いま当然こういう時代になってきたから幼児教育なり保育行政というのは非常に重要だから市がやるんだという構えは政治の流れからいけば当然だと思います。ただ十分な話し合いがなされる中でやるべきではないかという二点を意見として付け加えます。

○議長（名古屋史郎君） ほかに御意見ありませんか。剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君） いま七千万から八千万保育所の市営、公営ではかかると言われましたが、これを推算すると幼児教育を私立経営と比較するというと私は十数億になると思

います。これはあるいは経営の欠陥があるいは、オーバーサーピスかどこかに原因があるわけです。民営でもってやっているのが私は当然の経費だと思えます。節約した合理的に一生懸命やった結果だと思えます。それよりも幾つかちょっと勘定してございせんが、幼稚園のごときは千五百円か二千円のあれです。それから七千万、約八千万の市の持ち出しではないかと思えます。そうすると十数億の金を市立で経営しているために毎年ほうり出すことになります。そうなると私立とのアンバランスがはなはだしいということになります。これでは税金の配分の公平にはなりません、したがってこれがどういうふうに数字的に動いているかという問題についてひとつ希望意見としてお願いしますが、分析をして研究をしていただきたい。

それから文体のことは市長が別だと言いますが、私は財布は一つだと思えます。ただ款項目が違う、多少国から出る補助金が違うわけです、そういうふうなバランス、比較をしてどっちを優先すべきか、いわゆるこの前に一般質問で私は市政の一貫性について申し上げましたが答弁があれでは満足してませんけれども、とにかくこの問題について、一貫性のあるところを示すべくひとつこの数字的にあらわしていただきたいことを希望意見として申し上げておきます。

○議長（名古屋史郎君） ほかに御意見はありませんか。（「休憩」と呼ぶ者あり）もう採決の前ですからね。（「ちょ

っと相談したいことがあるので」と呼ぶ者あり）もう採決に入ろうという前ですからね。（発言する者多し）もう取り扱い上採決直前になってというのはどうですか。（発言する者あり）採決ということを宣告してるわけじゃないですからできるわけですけれども、どうも手続的にもうじき読み上げようという直前ですからね、休憩なしで進めたいと思いますがいかがですか。（「異議なし」「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） それでは休憩いたします。

午後七時十分 休憩
午後九時十四分 再開

○議長（名古屋史郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。この際市長から発言を求められておりますので、これを許したいと思います。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、市長の発言を許します。市長。

○市長（森田喜美男君） 休憩前の三浦議員その他の方の御質問に対しましてお答えをいたします。三浦議員からは、今回の住宅公団大久保団地の建設に伴って設立をいたします保育園については、住宅公団とのこれまでの交渉の中で、民営、民営というふうな方式を交渉の中に行なうべきではなかったかという御指摘でございますが、これにつきましては、私どもの

事情といたしましては、土地を特に住宅公団から無償で貸与を受ける特別な条件が伴ってございましたので、民営、民営ということは困難である、というふうに一方向的に思ったことは、若干配慮が狭かったというふうに感じております。今後こういう機会の際には、そういうことも含めて検討をするつもりでございます。

○議長（名古屋史郎君） これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よって議案第五六号、日野市立大久保保育園（仮称）施設の譲渡契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第五七号、日野市立日野第十五小学校（仮称）併行防音工事請負契約の締結の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）
○市長（森田喜美男君） 議案第五七号は、現在建築中

であります日野市立第十五小学校（仮称）の校舎に防音工事を施工するものであります。

工事内容は、鋼製建具及び内装の改造、変更、換気設備、電気設備等を施行するものであります。指名競争入札をすることは困難視されましたので、株式会社銭高組と随意交渉をした結果、予定価格以下の三千三百八十八万円の見積書を得ましたので、該会社と請負契約の締結をいたしたく本議案を提案する次第であります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松村清栄君） 本工事は併行防音工事の交付決定が七月二十六日にまいりましたので、それに伴いまして校舎の鋼製建具を防音建具に、内装を吸音性のある材質に改造、変更するものでございます。設備関係では、電気設備及び換気設備を設置いたします。また換気等の関係で、鉄筋コンクリートづくり四十三・〇平方メートルのダクトスペースを建設いたします。

提案理由にもございましたとおり、現在、建築中の校舎に施行するものでございますので、指名競争入札に適する条件がなく、やむを得ず随意交渉によりまして、予定価格以下の見積書

題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君） 議案第五八号並びに五九号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

五八号議案は日野市立日野第十八小学校（仮称）新築工事を施工するものであります。八月十日、指名十社により競争入札を執行いたしました。落札者がなく最低価格者である株式会社富士工と随意交渉した結果、予定価格以下の五億九百万円の見積書を得ましたので、該会社と請負契約を締結いたしたく提案した次第であります。

続きまして第五九号議案は、同じく日野市立第十八小学校（仮称）新築電気設備工事を施工しようとするものであります。八月十日、指名八社により競争入札を執行した結果、有限会社協立電気商會が六千九百万円で落札をいたしましたので、該会社と請負契約を締結いたしたく提案する次第であります。

以上二議案につきましては詳細にわたりまして担当部長より説明をいたします。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） 関係部長から詳細説明を求め

を得たわけでございますので、本件を提案した次第であります。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。

よって議案第五七号、日野市立日野第十五小学校（仮称）併行防音工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第五八号、日野市立日野第十八小学校（仮称）新築工事請負契約の締結、議案第五九号、日野市立日野第十八小学校（仮称）新築電気設備工事請負契約の締結の件を一括議

ます。総務部長。

○総務部長（松村清栄君） 第五八号議案の説明をいた

したいと思ひます。本工事は、鉄筋コンクリート四階建て、建築延床面積が四千九百五十一・二平方メートルでございます。建築内容は普通教室二十二、それから特別教室五、それから職員室等でございます。各階別に申し上げますと、一階は普通教室四、それから家庭科室、給食室、準備室、保健室、用務員室、教材室各一室及び昇降口、二階は普通教室四、理科室、準備室、校長室、事務室、職員室、更衣室、放送室、教材室、事務倉庫、配せん室、各一でございます。三階は一般教室六、図工室、準備室、図書室、教材室、教育相談室、配せん室、各一でございます。四階は普通教室八、音楽室、準備室、暗室、教材室、会議室、各一室、その他各階ごとに便所等を備えつける計画でございます。なお、この工事には、給排水衛生設備工事が含まれてございます。

業者の指名に当たりましては、適当と思われる業者十社を指名委員会において指名いたしました。入札の経過は別添入札調書のとおりでございます。

次に第五九号の提案理由でございますが、本工事は日野市立日野第十八小学校（仮称）新築工事に伴う設備工事であります。工事の内容は屋外受変電設備、幹線動力設備、電灯コンセント設備、照明器具取り付け設備、電話配管設備、インターホン設

備、放送設備、火災報知設備、避雷針設備、テレビ設備等でございます。

業者の指名に当たりましては、適当と思われる業者八社を指名委員会で指名いたしました。入札の経過は別添入札調書のとおりであります。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） 五八号で入札にまつわる指名業者の選定について非常に真新しい業者が相当数入っておるやに見受けられます。そこで第四回までの入札が不調に終わり随契というところでございますが、当時、オイルショックがあったあの時点では非常に物価も上昇しておった現況でございますが、最近における物価の変動は、ある程度低迷を続けながら、まあ安定をしておるこの状況の中でどうしてこのような入札状況であったか、そこをまずお聞きしたいと思えます。と同時に、先ほど申し上げましたこの新しく入ってまいったこの業者は、どのような選定をしたのか、だれかの口添えでこれらが入ってきたのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） その点について説明いたしますが、御案内のとおり予定価格というのは、設計金額に対して予定価格を市長が決定するわけでございます。それに対し

とにつきまして、従来、日野のこの公共事業に対する建築をやっておった業者については、非常に安定した中で日野の当初見積もりした予算内でどうやら三回ぐらいで落としておるのが四回になってもまだ落とせないということに対して、何かせつかく積算を加えた担当の何か權威というものも非常に薄れるんじゃないだろうかというようにも考えられるわけで、それについて真新しく入ってきた、こういう業者に対しての日野のもちろん設計単価と、各市の単価とおのずから同じじゃないだろうかと思えますが、それらがどうしてこういうふうな結果になったのか、その反省をしておるかとか、著しくこれがあれしているのかどうかということで、この業者がどういうふうに取り組んでいたのか、それらどうも納得できないと、今後こういう業者をまださらに採用していくのかどうか、指名していくのかどうか、それらをまずお聞きいたします。

○議長（名古屋史郎君） 助役。

○助役（前川恒雄君） ただいまの御質問につきまして先ほど総務部長も一部お答えしているわけですが、具体的に申しますと設計金額でいわゆる見積金額を決めているわけじゃない、設計金額にさらに私も歩切りと称しておりますが、一定の減額をしまして、それを見積金額という形をとっているわけでございます。それが何て言いますか、設計金額とどの程度離れているかということはもちろん業者には全く秘密でやっ

ての入札でございます。それに達しない場合においては、随契という形を現在までとってきておるわけでございますが、御案内のとおり四回行ないまして、四回とも予定価格に達しない。そこで一番それに近い業者、富士と交渉した結果五億九百万円で契約する段階に至った、こういう状態でございます。予定価格が設計金額よりも非常に安く見積つてあるということではございませんで、これはある一定の線がございますから、それらに基づいて市長が決定するわけでございます。ですからそれに達しないということについては、これは業者の見方であるかと思うんです。

それから二点については、これは助役のほうからお答えいたします。

○議長（名古屋史郎君） 助役。

○助役（前川恒雄君） 業者の選定につきましては、まず担当課の方で都の方で審査しております点数によりましてあげまして、それを指名委員会で審査しているわけでございます。特に何か推薦があったとか、ないとかそういうことは全く無関係に事務的にやっております。

○議長（名古屋史郎君） よろしいですか。谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） ただいま総務のほうの部長の説明はわかりましたけれども、事務的に業者を選定したというこ

ているわけでございまして、業者にしますと、これは私の推測でございますけれども、なるべく高くしたいという気持が片一方にあると思います。それで小出しに下げていくというようなことが入札の過程であるのではないかと、これは推測でございますけれども、そういうところで見積金額ぎりぎり落したというのが業者の気持だろうと思えます。そこでこういう形になりましてある程度業者が思いきって入札すれば一遍で落ちるということももちろんあるわけでございますし、二度で落ちるということもあるわけでして、実際にやる場合にはこのような形になって、今度の場合には四回やってもまだいわゆる見積金額に達しなかったと、こういうことで、これは私どもの見積金額の抑え方があるいはきびしすぎたということもあるかと思えますけれども、私どもとしましたらできるだけ安くしたいと、そういう気持もあるわけでございます。それでこういう形になったかと思えます。もちろん決して何回もやる方がいいことではございませんから、いまおっしゃったようなことは私ども十分今後参考にしていきたいと思っておりますけれども、いま言ったような経過でおそらくこうなったんだと私も推測しておるわけでございます。

○議長（名古屋史郎君） 谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） おおよそわかりました。しかし一応担当のほうから出された設計単価についてのさらにまた値

引きをした中で入札の価格に近づけようという、言葉は悪いですが、そういう駆け引きでこのようになったということですが、しかし業者とすればやはり営利会社ですからもうけを当然みなければいけないわけです。それについてこのようなやはり四回目の入札した価格と見積価格との差が出ておりますし、それらの中でやはりある程度手抜きが行なわれるということも考えられるわけですから、そのところを十分担当には注意を促して決して手抜きのないようなりつばなものをつくっていただくよう意見として申し上げます。

○議長（名古屋史郎君） 次に林重義君。

○九番（林 重義君） ただいまの入札のことについては谷議員から質問ございましたので、私、土地の問題なんですけれども、この絵図がございしますように、十八小については山林地帯があるように見受けられますが、土地の問題について、まだこれは校舎だけの請負契約のそれについて、土地の問題はまだ工事の問題その他が、造成その他が出ていないようなので確認をしたいと思いますけれども、この整地の工事が出される前であってもやはり校舎の請負工事をした場合に、建設が終わった時点で業者は何割かの支度金といいますが、そういうふうな問題が起きるんじゃないかと思えますけれども、そういう点はどうなっているかということ。この土地が今後この山林地帯をどのような形によって造成というか、そのままの造成の現

況のままで終わるのか、その点の造成の工事の時点の話ができましたらお話を願いたいと思います。二点だけ。

○議長（名古屋史郎君） 助役。

○助役（前川恒雄君） この点につきましては、この雑木林につきましては非常にいい雑木林といえますが、できまして残したいというふうに思っております。ただ現在ここでお願いしております校舎の分だけならいいんですけれども、将来これが増築などになりますと校庭が狭くなるというようなことも考えられますので、その時にこの部分を校庭として造成して使うと、そのことも考えなければいけない時期がくるんじゃないかというふうには思っておりますが、なるべくなら残したいという気持ちでございます。

○議長（名古屋史郎君） 林重義君。

○九番（林 重義君） いま一点ございしますけれども、支度金は契約と同時に支払うと、業者と締結した場合に、そのへんはどうなのか。具体的に言いますと、やはり工事契約をした場合に大きな何億というような工事ですと、会社に対して業者に何割かの準備金というんですか、そういうような金が支払われているんじゃないかと思うんですけれども、市のほうの関係はどうなっているかということ。

○議長（名古屋史郎君） 管財課長。

○管財課長（藤本享一君） 前金とか一時金という御質

問についてでございますが、債務負担行為で予算計上してある件でございますので、予算の支出科目には載ってございませんので、これは三月末の起債補助金等を決定した段階で、これは今年度分のでき上がったものの二〇%からないし三〇%の間の本年度分を支払うという条件になっております。残りは翌年、でき上がった年。

○議長（名古屋史郎君） 林重義君。

○九番（林 重義君） ただいまの件につきましては契約条項の上で業者との締結をしてあるということとで了解いたしました。意見も言ってしまうんですけど、助役のお話ですと、用地について山林はなるべく残したいというような考えのようですけれども、山林がやはり校舎の管理上、校舎でみて子供たちの管理上の問題でやはりこれが現地に行ってみますと、南西傾斜が大分強いようにみえます。それでやはり山林があった場合に校庭と同一の高さとか、校庭よりも上がっていた場合には確かに校庭としての利用価値というか、管理上の問題も、校長先生あたりの管理上の問題についても、管理者の管理上の問題についても最適なところではないかと思えます。ただ校庭としての問題と考えますとやはり何百名、多い時には千名も、多いところの生徒に対して、何か向こう側に遠くのほうに何ということか隠れ家というような形にもなるというように何となく管理上の問題もございします。それでそうしますと山林自体が五

千坪足らずの土地で何パーセントぐらいを占めていて、その坪数から平地が何坪で山林が何坪であるか、そのパーセントがどのくらいになっているか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（名古屋史郎君） 答弁願います。助役。

○助役（前川恒雄君） ちょっと正確な数字は、何パーセントという細かな数字、ちょっといま持ち合わせておりませんが、一五%前後じゃないかというふうに考えておりますが、ちょっと私ここですぐには正確な数字ちょっと申し上げられませんが、いま林議員も先ほど御意見ということでおっしゃいましたが、そのへんも私も確かに穴ぼこのようなものもあいておりますし、そこは学校管理上、教育委員会と十分相談しまして、支障のあるようなものは埋めたりなくしたりしていきます。当然のことでございますのでそうしたいと思っております。

○議長（名古屋史郎君） 林重義君。

○九番（林 重義君） 一応山林が何坪、大分買収しましてから経ちますので、山林が何坪、平地が何坪ぐらいの基本的な坪数ぐらいは市の理事者側としても出しても至当じゃないかと私は考えます。坪数の計算もできずにただ山林があるからここを校庭内に入れてやるんだということですけども、事情からいけば私は百年の計を立てる学校の問題ですから、あと増築の場合には建てなければならぬというその時にやるというふうな姿勢ではなくして、今回ともしたとえ予算はなくてもりっ

ばな学校としてやっていけるような、全部が整地も進んでそれらの校庭と同じような高さにして十分な校庭をとって、それでやっていただきたいというふうに考えます。それにはやはりいろいろな問題が起きて確かに市長の言われるように緑という問題がございますから、市長は常に言われているように緑の復元ということは上にもできますから、そのような点で有効な予算を、さっきの保育所の問題ではございませんけれども、使うべき時は有効な予算を使っていたくことを要望として、意見として申し上げたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

建設部長。

○建設部長（田倉高光君）

お答えをいたします。私どもその土地の買収の時にどれだけの面積があったというごことについては確かではございませんけれども、現状設計に当たりましての測量で御指摘のとおり雑木林の面積が五千四百八平方メートルかと思えます。なお工事にかかりまして造作をいたしました運動場をとれませんので、その造成をいま予定にしているのが二千四百六十ということで、残り二千九百四十八平方メートル程度が山林として残ると、こういうことになろうかと思えます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）

林重義君。よろしいですか。

○九番（林 重義君）

結構です。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

そうするとこの指名委員会で機械的にやったというんだけれども、指名参加願が入っていないところでも構わずと、そういうわけですか。

○議長（名古屋史郎君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

そういうわけではございません。工事によりましてたとえば市の場合、一番大きい工事だったのが庁舎の建設工事でございますが、そういう場合にはそれにあわせてあるランク以上のものを選んでおります。それから本件のような学校のような場合には学校のランクにあわせて一定のランクで幅を決めまして、指名参加願を出している業者の中から機械的に選ぶわけです。もっと小さな一億円程度の工事になりますともっと下げまして、点数がございまして、その点数の中から選ぶ、こういうやり方をしていくわけでございます。ですから指名参加願が出ていれば全部選ぶ、こういうことではございません。工事量によりまして一定の枠を決めましてその中で機械的に引っ張り出す、こういうことでございます。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

機械的に選ぶといってもやはり同じ指名参加願が出ていれば遠くより近くのものを選ぶべきじゃないかと、機械的という構わず何かばつと引き抜いてやるのか、その点。それで特にその会社でなければできないとい

○十九番（高橋通夫君）

谷議員からも質問のあったこと

となんですが、業者の選定について一番下のほうに金沢市の真柄建設が入っているんですけども、都内にも相当建設業者が多いのにわざわざ金沢市のほうからどうして選んだか、その点について。それからなお林議員から質問あったんですけども、これには造成に相当な費用がかかると思うんだけど、建築費とかには入っているけれども造成のなには入っていない。

○議長（名古屋史郎君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

第一点につきましては先ほどお

答えしましたように、別にどこに住所があるかというようなことと選んだわけではございませんで、一定の枠内で機械的に選んだものを指名委員会を選んだと、こういうことでございまして、住所がどこであるかどうかということではございません。それから第二点目でございますが、これは現在土地は公社の土地でございます。あとでまた御審議いただくことになりましたが、一応市が公社から借りるような形をとりまして、そして校舎を建てる、公社というのは土地開発公社でございます。土地開発公社の土地に学校を建てる、そういう形をとっております。それでこの造成につきましては別途開発公社の仕事として造成するわけでございます。ですからこの議案には入っておりますが至急造成工事をする、という形をとるわけでございます。

うような仕事であれば遠くのなにをやってもいいんだけれども、そうでなくて参加願さえ出していれば日本全国どこでもというのはちょっと。

○議長（名古屋史郎君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

それは何度も同じことを言うわけですが、別に私ども指名委員会に出ている時にこの業者がどこに本社があるというようなことを一々調べるというんですか、そのリストには別に載せず、ただ管財課のほうに指名参加願が出ている中でずつと並んであるわけでございます。その並んであるものをただ機械的に点数がございまして、たとえば百点から二百点というように形で切るわけでございます。その中に入ってきたものを指名委員会に出すと、これだけのことでございます。それ以上のことは何もやってないわけでございます。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

その範囲でどうしてもこれではなければこの範囲に満たないというような場合はそういうこともいいけれども、ほかに都内にこういうなに入るものがあったらそれを入れたほうがいいんじゃないかと思うんですが。

○議長（名古屋史郎君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

別に都内にあるとかないとかということじゃなくて、ただそういう形でやるものですからどういう業者が入ってくるかというようなことは私どもで住所が都

内にあるとか、あるいは都外であるとか、そういうことを考慮せずに一定の枠の中で決めて、そこでリストアップしているわけです。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

指名委員会でそういうことを

やるということですが、一応指名委員会にかけて指名に際してはなるべく近くのものを選んでもらうと、そういうことは別にやらなくてただそれっぽくやっているわけですか。やはりさあということになればいろいろな関係で遠くよりは近くのほうがいろいろ協力的じゃないかと……。

○議長（名古屋史郎君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

たびたび議会でも言われており

ますので、いわゆる地元業者といいますが、地元業者の場合の指名につきましては、いま高橋議員がおっしゃったようなことを考慮しているわけでございます。これはなるべく地元の業者に仕事の機会を与えるということに一定のこれも限度がございますけれども、なるべくそうしようということをやっておるわけでございます。ただこういういわゆるAランクの業者といいますが、非常にランクが高い業者につきましては、いわゆる地元の日野の業者は全くないわけでございますけれども、そういう住所というのはほとんど考慮せずにやっているのがいままでの実情でございます。（「執行権侵害だぞー」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

私は地元業者といって日野の

業者を無理に入れろといっているわけじゃないんですよ。東京都とか大きい意味で言えば地元業者ということになるんじゃないですか（「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）大きい地元業者というのは、そういう遠く他府県より東京都のいわゆる大きい意味の地元業者ということになるわけじゃないか。それをとんでもない所の業者を入れて、参加願の中に全然なかったのでもうしてもそれを入れなければ足りなかったという場合には入れるけれども大きい業者で地元業者ということなら東京都あるいは神奈川県なり近県なら地元業者ということがあるけれども遠く金沢あたりを地元業者とかそういうことはいえないと思うんです。そういうことをやるべきではないかと思うんですが。

○議長（名古屋史郎君）

管財課長。（「助役に聞いて

いるんで、君たちに聞いているんじゃないんです。」と呼ぶ者あり）（笑声）

○管財課長（藤本享一君）

助役にかかりましてちょっ

と補足させていただきます。

真柄建設、金沢と書いてございますけれども、これは本店の所在地ということで実際には営業所は東京都の千代田区にございます。（「それは高橋さんは本店を聞いているんだよ、余計なことを答弁する必要はないよ。」と呼ぶ者あり）

Aランクのこの会社はみんな大手でございますが、営業所がほ

とんどが東京に置いてありまして、そこで一切の仕事ができるようになっております。千代田区が東京の営業所ということになっております。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

それではなぜ早くそうと答弁

しなかったのか。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

次に、滝瀬政吉君。

○一番（滝瀬政吉君）

整地費はどのくらいかかるのか、それと電気屋さんの一から八番までの資本金をお教え下さい。

○議長（名古屋史郎君）

整地費。これからやる整地の

費用はどのくらいかかるんだということ。用地課長。

○用地課長（伊藤正吉君）

造成費でございますが約二千四、五百万でございます。はっきりした数はいろいろな関係がございますして申し上げますが、二千四、五百万でございます。

○議長（名古屋史郎君）

管財課長。

○管財課長（藤本享一君）

それでは上から申し上げます。

安藤建設、（「そうじゃないよ、電気屋だよ」「これは資本金載せておけばいいんだよ、みんな」と呼ぶ者あり）

伊藤電機資本金九百万円、これは資本金九百万円と自己資本金が一千万円でございます。九百万円と一千万円。（「どっちなんだよそれは」と呼ぶ者あり）伊藤電機九百万円。それから

これだけでお尋ねの件だと思しますので、じゃあ一本でいきま

す。それから上杉電機一千万円でございます。協立電気八百万円。昭和電機五百万円。清水電気商会六百万円。志村電設三千万円。それから大和電業八百万円。中島電気八百万円です。

（「御苦労さん」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

よろしいですか。ほかに御質

疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。ただいま議題になっております本件について、は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よって本二件については委員会付託を省略することに決定いたします。本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結いたします。これより本二件について採決いたします。本二件は原案のとおり決するに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よって議案第五八号、日野市立日野第十八小学校（仮称）新築工事請負契約の締結、議案第五九号、日野市立日野第十八小学校（仮称）新築電気設備工事請負契約の締結の件は原案のとおり

り可決されました。

これより議案第六〇号、日野市立日野第五中学校（仮称）新築工事請負契約の締結の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君） 議案第六〇号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、日野市立日野第五中学校（仮称）新築工事を施行するものであります。指名十社により競争入札を執行いたしました。落札者がなく最低価格者である東急建設株式会社と随意交渉した結果、予定価格以下で五億三千百万円の見積書を得ましたので該会社と請負契約を締結いたしたく提案する次第であります。詳細につきましては担当部長に説明をいたさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松村清栄君） 本工事は鉄筋コンクリート四階建てでございます。建築延べ面積は五千八十・二〇一平方メートルでございます。建築内容は普通教室十五、特別教室十一、職員室等であります。

各階別に申し上げますと、一階は普通教室三、技術室二、家庭科室二、準備室二、特別活動室、教材室、保健室、宿直室、

配せん室各一、及び昇降口でございます。二階は普通教室四、理科室二、美術室二、音楽室二、準備室二、配せん室、職員室、校長室、事務室、放送室、印刷室、更衣室、教材室、湯沸室各一室でございます。三階は普通教室四、図書室、会議室、教育相談室、教材室、図書室、配せん室各一室、四階は普通教室四、教材室、配せん室各一、その他各階ごとに便所等をつくる計画であります。業者の指名にあたりましては適当と思われる業者を十社指名委員会を選定いたしました。入札の結果は別添入札調書のとおりであります。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） 一点お伺いします。この指名の中に十社の中に鉄建建設という会社が入っております。御案内のように先般本年の二月に第十五小学校の造成工事の際に指名に入っているわけですが、現場説明会に不参加で失格をされている会社のように伺っておりますが、これは事実だと思えますがこういう会社を再度指名した理由ですね、これを述べていただきたいと思えます。

○議長（名古屋史郎君） 答弁願います。総務部長。

○総務部長（松村清栄君） ただいま議員さんがおっしゃられたとおり第十五小学校の造成工事につきまして交通事故によりまして入札に参加できなかったということで失格いたした

てございます。交通事故によりまして、「事故証明持って来いよ」と呼ぶ者あり）そして渋滞をいたし時間に間に合わなかった。その次の日に持ってきているはずでございます。それで第十五小学校の新築工事につきましては自発的にそういうことで入札を辞退をいたしてございます。これら鉄建建設については贈収賄事件、その他の事件、工事のミスということも現在までございませぬし、市といたしましてはこの入札の指名すること何らの問題がない、こういうことからその基準に従ったひとつの枠がございしますが、その枠に該当しますので指名をいたしました、こういうことでございます。

○議長（名古屋史郎君） 滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） 交通事故ということで了解をいたしますが、これは何かその現場説明に来る途中で交通事故にあわれたということですか。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） そのとおりでございます。交通事故のために渋滞をしたんです。第三者の事故でございます。それに巻き込まれたというふうに証明をいただいております。

○議長（名古屋史郎君） 滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） そういうことになるとちょっと納得をしかねるんですが、本人が交通事故で来られなかった

ということであれば、これはもう当然そのとおりだと思いますが、いまの交通事情を考えれば何時に出て何時にその現場に着くということが分かるんですからね。それで間に合わなくてそういうことが理由で、今回またそういう業者を入れたということとで、ちょっと納得がいけないんですが、いままでこういう日野市で失格をされた現場説明あるいは、その他の関係でこういうことになったことがあるかどうかいままで、それから他市でそういう例があるかどうかお聞かせ願いたいと思うんですが、どういう処置を取っているのか他市で。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） 私ども聞いている範囲内においてはこういうひとつの例ということは、いままで日野市におきましてはございません。各市においては東京都にまいるとして、これは事故あるいは収賄事件こういうものはすべて調査をいたしまして、ここに該当しない場合は入札に参加させるということもございますけれども、それは昨年の一つの事例でございます。昭和五十一年の四月以降の新しいそういう問題起こした会社、こういう会社につきましてはたとえ指名会場にまいりまして一応入札から除外したという段階がございます。この指名につきましては都の指導によりましていちいちお伺いをたまして業者の入札参加資格というものについては都のほうにお伺いをたててございます。

○議長（名古屋史郎君） よろしいですか。ほかに清水芳雄君、
○十七番（清水芳雄君） さきほど電気のほうでも資本

金が出されましたが、これも私は指名参加資格があるかないかが資本金を書けば分かると思うんです。資本金がちつとも書いてないんですよ、聞かなければ、資本金額で五億のあるかないか分かるということなんですよね、そういうことなんですよ。私なんかやったのはそういうことなんです。ですから資本金が書いてないから、この五億の資格があるかどうか、あるはずなんです、それで分かりいいんですが、こういう会社の資本金を本当に書いてもらえば分かりがいいと思うんですがね、私は東京都の指導でそういうことでやっておりますので、私もそのとおりやっておりますが資格があるかないかこれがひとつ出していると本当に分かりいいんですがね、私なんかには。

○議長（名古屋史郎君）

答弁あります。助役。

○助役（前川恒雄君）

資本金はたしかに大事な要素でございますが、実際に都でランク付けをしておりますのは資本金ばかりではございませんで、特に業務実績と申しますか過去一年間にどれだけ工事を受注したか、それなど非常に大きな要素になっております。また民間の受注と官公庁の受注それから従業員数そういったことでございます。

それからまた建設業者の中でも建築に非常になんのような業者

○十九番（高橋通夫君）

会議室がどうか、ずっと表にして添付してもらいたいという要望なんです。

○議長（名古屋史郎君）

総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

図面については、建築の方から一階にはこういうものをつけるという図面をここへ添付してございますが、もしどうしても私が先ほど説明したように、表にしてほしいという要望がございましたら、また私のほうで建築課とも相談いたしまして善処いたします。

○議長（名古屋史郎君）

よろしいですか。（「了解」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

と土木に力を注いでいるところとございまして、そうしたそれを総合的に都のほうでは一定の方式でコンピューターを使ってはじき出して数字を出しているわけでございまして、それを私も参考にしているわけでございます。おっしゃるとおり資本金は大事な要素がございしますが資本金だけでそのランク付けをしているというものではないわけでございます。

○議長（名古屋史郎君）

清水芳雄君。

○十七番（清水芳雄君）

いままでの会社の実績表によっても、この資本金に伴って恐らく資金的な発想から始まって、それだけを見ると、実績を伴ったあれが恐らく各業者から出てくると思うんです。それとにらみ合わせて指名されていると思いますが…。

○議長（名古屋史郎君）

答弁お願いしますか。（「けっこうです」と呼ぶ者あり）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

ちょっと関連ですが、学校の説明のときに総務部長がどんどん話されるんだけど、一応、図面には出ているけれども、表にして一階には普通教室が何室とかというそういうのを細かくつくってもらいたいと思います。ただ、べらべらしゃべっちゃわからないんです。図面でも出ているけれども、一応、表にしてそういうのをつけてもらいたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

要望ですね。高橋通夫君。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よって議案第六〇号、日野市立日野第五中学校（仮称）新築工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第六一号、日野市立日野第五中学校（仮称）新築電気設備工事請負契約の締結の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）

議案第六一号は、日野市立日野第五中学校（仮称）新築電気設備工事を施工するものであります。指名七社により競争入札を執行した結果、兩宮電気株式会社六千四百六十九万円で落札いたしましたので、該会社と請負契約を締結いたしたく、提案する次第であります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

第六一号議案につきまして

は、契約金額、契約方法、工期、契約の相手方、これが空欄になってございます。先ほど差しかえの議案を皆様方に御配付申し上げてありますが、これに差しかえをしていただきたいと思います。この理由につきまして説明いたしますと、八月の十日

に八社によりまして入札を行なったところ、第一回目に加藤電気というのが落札いたしました。しかしこれは代理人でありながら委任状を提出しなかった、こういうことでこれは入札心得、それから規則等に違反することから、無効ということ、そういうことに決定いたし、それらの事後処理につきましては東京都並びに自治省にお伺いをたてまして、落札された価格が最高価格でもって再入札をいたし、それが通らない場合においては、業者を新しく選定をいたしまして、新たに入札を行なうてよろしい、こういう指示を得られましたものですから、先に指名いたしました七社の業者によって再入札をいたしました結果、雨宮電気が先ほど市長が申し上げましたとおり、落札をいたしております。この工事の内容につきまして御説明を申し上げます。

この工事は、屋外受変電設備、幹線動力設備、電灯コンセント設備、照明器具取り付け設備、電話配管設備、インターホン設備、放送設備、火災報知設備、避雷針設備、テレビ設備等でございます。先ほど申し上げましたとおり、業者の指名に当たりましては、七社によって指名委員会で再指名をいたしまして入札いたしました結果、別添のとおり、入札調書のとおりでございますので、よろしく願います。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

た時点において代理人であるということがわかったわけでございます。そういうことで本人がどうして偽って委任状を出さなかったかということについては、われわれ非常に解に苦しむわけでございますが、恐らくわれわれとしては、その業者がいつも私は本人としていままでも入札に参加していた、こういうことを言っているわけですが、日野市におきましては、代理人の場合には委任状を出すという心得にもございます。またわれわれとしても詳しく説明をいたしておるわけですが、そういうことで初めてそういう日野市の入札心得にぶつかったのかどうか、われわれはちょっと解に苦しむわけでございますが、これは向こうの社の社長を呼びまして、これは違法であるということをごんごんと聞かせたわけですが、非常に本人はこの入札によって喜んでいたわけですが、そういうことでは非常に残念だ、こういうことを申しておった、こういうわけでございます。市が軽べつされたということについては、これは本人が非常にその気になっておることから、軽べつということではなくして、本人の勘違いだったんじゃないか、こういうふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君） 石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君） この経過が、自分ちょっと細かいことなんですが、この七社の一社だけが青梅の何とか浜電ですか、この一社だけが、まあ有限も株式も小さいと

○十二番（石坂勝雄君） 総務部長から弁明というか、いわゆるいままでのいきさつが出たので了とするんですが、少なくとも議案書を配られて、契約案件、今度の議会というのは、恐らく五中と十八小の契約というか、かなりのウエートを持つて。ここに契約の相手方が書かれてないというのは、自分たちはミスプリントじゃないか、というような感じを持っておったんですが、聞いてみるとうなずける理由であるので了とするんですが、どうなんですか、上部官庁に伺いを立てて、何とかそういう方法でやれば違法ではないということで加藤電気を外して前の七社がそっくり入れたということですね。そういうことであると、何とか自分はこの境界の入札のし方というのは、おぼろげながらわれわれにはわからないんですが何かちょっと役所が軽視されてるというような感じを受けるんですが、その辺の実感的なものを発表して差し支えないなら発表願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） 御存じのとおり入札する場合は、代理人の場合は必ず委任状を提出するように、これは入札する前にわれわれとしては注意をしておったわけでございますが、たまたまこの場合においては他の業者、たとえば市外の業者は、これが本人であるかあるいは代理人であるかということとは非常にむずかしいわけでございます。この入札が終わっ

ろでは五十歩百歩だと思ふんですが、ここで有限が一社入るといふことは、何か特に業績が抜群にいいとかという理由があったか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） それはこの工事は、日野市の業者が四業者が入っておりますが直近上位ということでB級の業者が入った。さきほどいろいろ問題がございましたけれども、なるだけ日野の近くの中に該当する業者がいれば今後、電気の故障、こういうことについても便利である、こういうことでこの市に近い条件の業者を選定した。たまたま青梅にこういう業者があった、こういうことです。

○議長（名古屋史郎君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） 最初に落札した加藤電気というのが、委任状を持ってなかったというけれども、持ってなかったということは、本人から申し出があつたのか、それとも理事者の方で発見したのか、あるいはまたほかの業者から何かあつたのか、そういう点について。それでその場でわかつたのか、それとも後日になつてわかつたのか、そういう点についても。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） これはたまたま建設部の建

築課の職員が発見をしたわけでございます。その場で本人かどうか確かめたところが、本人であると初めに言っているながら、いや、実は委任状を持ってるんだ、こういうことを申し立て後ほど委任状を出した、こういうことであります。

○議長（名古屋史郎君）

よろしいですか。高橋通夫君。そうすると、入札が終えたそのときですか。

○議長（名古屋史郎君）

総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

入札が終わりました時点でございませう。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

そうすると委任状を持っていたわけですね。前に出さなかったから悪かったということになるんですね。

○議長（名古屋史郎君）

総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

そのとおりです。これは心得にもちゃんとはつきりうたつてございます。しかもなお、われわれとしては口をすっぱくして、入札の前には代理人の場合は必ず委任状を提出するように、これはもう何回も言っております。これが該当するわけです。

○議長（名古屋史郎君）

よろしいですか。（「了解」と呼ぶ者あり）ほかに御質疑はありませんか。なければこれを

もって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よって議案第六一号、日野市立日野第五中学校（仮称）新築電気設備工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第六二号、昭和五十一年度日野市一般会計補正予算（第二号）の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）

議案第六二号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は昭和五十一年度日野市一般会計補正予算第二号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ一億五千五百七十六万九千円を追加し、歳入、歳出の予算総額を百五十二億九千九百三十四万四千円といたしました。また仮称大久保保育園新築にかかる債務負担行為、同じく仮称第十五小学校はか二校のプール新築にかかる地方債についても、それぞれ補正いたしました。

歳出内容は、仮称第十五、第十八両小学校及び第五中学校のプール建設にかかる経費一億三千五百七十九万九千円、多摩平六丁目地内の浸水対策工事費一千二百五十万九千円、仮称大久保保育園新築に伴う設計委託料二百六十三万八千円、さらに仮称十八小、五中の用地借上料四百八十四万一千円でございます。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

関係部長から歳入、歳出全般第二表、債務負担行為補正、第三表地方債補正の詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）

議案第六二号につき

まして御説明をさせていただきます。ただいま市長の方から申し上げましたように、第一表の補正は一億五千五百七十六万九千円でございます。

それから第二表の債務負担行為の補正でございますが、これは大変恐縮でございますが、ちょっとミスプリントがございます

ので、御訂正をいただきたいと思うんですが、一億五千七百十万円とありますが、一億五千七百一十万円と御訂正をいただきたいと思っております。たいへん御迷惑ですがお願いをいたしたいと思っております。

この第二表の債務負担行為補正につきましては先ほど御審議いただきました費用でございます。これを十年間で償還をするということでございます。それから第三表でございますが、地方債の補正、これも提案理由の中にありましたように三小中学校のプールの関係費用の補正でございます。合計で一億九百二十万円の補正をお願いするものでございます。

それでは第一表中、詳細につきまして説明書によりまして御説明を申し上げます。二ページ、三ページでございます。歳入の国庫支出金の教育費国庫補助金でございます。補正額は千五百三十三万円でございます。そのうち小学校費といたしましては千五百六十二万二千円でございます。説明欄にありますように十五小、十八小のプールの新築に伴います補助金五百二十八万一千円それぞれでございます。それから下欄の中学校の補助金が四百四十六万八千円でございます。この小学校と中学校の相違点は中学校におきましては小プールがございません。そういうような関係からここに小学校より少ない額の歳入でございます。それからめくりまして四ページ、五ページでございますが、繰越金三千五百五十三万九千円の補正でございます。これは前年度

の繰越金を求めたものでございます。それから六ページ、七ページでございますが市債でございます。先ほど第三表で御説明申し上げましたように、総額で一億九百二十万円の三小中学校の起債額でございます。この起債額は総費用から補助金相当額を控除いたしまして九五%の充当率をみております。

次に八ページ、九ページの歳出に移ります。民生費の児童福祉費二百六十三万八千円の追加でございます。委託料といたしまして二百六十三万八千円でございますが、これは説明欄にもございますように大久保保育園の設計委託料を計上させていただいたわけでございます。総面積先ほど御審議をいただきましたが、八百六十六平米強の設計をお願いする費用でございます。それから十ページ、十一ページでございますが、千二百五十万円でございます。工事請負費として千二百五十万円、多摩平六丁目の浸水対策の工事費でございます。この件につきましては先ほど市長が申し上げたとおりでございます。なお詳細につきましては後は後ほど都市整備部長のほうから具体的な説明を加える予定でございます。それから十二、十三ページに移りまして小学校費の建設費用でございます。合計額が九千五百六十七千円でございます。この内容の主なものとしては十五小、十八小仮称、プール新設に伴いますそれぞれの費用でございます。それから真ん中の使用料及び賃借料につきましては先ほど提案理由の中で申し上げましたように十八小の敷地賃借料でござ

います。十五小、十八小のプールの新設、説明欄にございますように四千五百万円と四千四百万円の経常費が主たる費用でこれに伴います上欄の設計委託料と地質調査を計上させていただいたわけでございます。それから十四ページ、十五ページは仮称五中のプール費用でございます。総額で四千五百五十六万四千円でございます。内容といたしましては工事費が四千万円、これに伴います設計委託料が百八十五万三千円、真ん中の使用料関係につきましては公社からの賃借料ということで、二百七十一万一千円を計上させていただいたわけでございます。以上簡単でございますが六二号の説明を終わらせていただきます。

○議長（名古屋史郎君）

都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）

それでは私のほうから多摩平六丁目地内の浸水対策工事、この内容につきまして御説明をいたします。これにつきましては六丁目の浸水個所の近くでございます。多摩平第五公園を改修いたしまして公園の周囲の樹木は残しまして、中に縦横三十メートルにわたりまして地盤を一メートル五十下げる、そういうことによりまして、万一大雨の時に一時的に水をためる、こういう遊水池の役目をさせるわけでございます。方法といたしまして降雨による水を六丁目の交差点から六百ミリの流入管によりまして公園の北側に導入し、公園内で約千トン程度の水を受溜する、こういうよ

うにいたしました。降雨後、雨が上がりましてからこの水を公園の南側から六百ミリの排出管によりまして幹線通りまで導きまして、本管に接続をして水を排出する、こういう内容でございます。この工事につきましては現在細部の設計を建設部と共同してやっておりますが、できるだけ早くあげまして、早く工事に入りたいと、こういうようなことで一応九月中旬にでき上がるように急ぎたいと、こういうふうに思っております。

○議長（名古屋史郎君）

これより質疑に入ります。秦

正一君。

○十六番（秦 正一君）

ただいまの十ページ、災害対

策費の中の多摩平六丁目の浸水対策、部長のほうから説明があったわけですが、この千トンの遊水池をつくることによつて果たしてそれによって浸水が対策として効果があるかどうか、その点の技術的な面のを再度確認したいと思っております。応急的な措置としてやむを得ないと思っております。ほかに方法はなかなかむずかしいという市の方の状態だろうし、ただ公園を利用することによって本来の公園としての機能が薄くなりはしないかという懸念もあるわけで、水が出た場合に非常に危険なことも考えられるし、それから一時間なり二時間なり水が引くまでその安全対策という面と、それからあと引いてからの衛生的な面、そういった面のを具体的にどのように考えているか。被害者との話し合いはある程度ついていると思いま

すけれども、今後残されている周辺の自治会との了解も取りつけないければならぬだろうし、そういった面で一応伺っておきたい、このように思うわけです。その点具体的にお願いたします。

○議長（名古屋史郎君）

答弁願います。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）

まず第一点の千トン

の遊水池で効果があるかと、こういうことでございますが、私どものほうの水量の計算では一昨年ですか、あの付近に浸水騒ぎがあった時の計算によりまして道路面の水量の面積と平均の水位と、こういうようなことで出しておるわけでございます。

なお浸水のいわゆる家屋の敷地内のももでございますが、一応この程度で十分効果があると、こういうふうに考えておるわけでございます。床上浸水というようなことはこれによって十分避けられるんじゃないか、こういうふうに思っておるわけでございます。なおまた公園の機能につきましては特殊な形になるわけでございますが、一年に一回なり二年に一回、こういう非常に少ない大雨の想定でございますので、それ以外の時には十分公園として使えと、こういうようなことで目下公園管理のほうでも十分検討いたしましたして、いろいろその後の公園としての機能をさらに高められるような方法を考えているということ、これらにつきましても九月の補正その他出てくると、こういうふうに思っておるわけでございます。

なおまた衛生的な面でございますが、これらについては実はこ

これらの計画ができてまして地元の説明といいますが、これをやったわけでございますが、その時にもいろいろ要望、指摘がございましたので十分危険の防止については考えているというようなことでお答えしたわけでございますが、さくをつくるとかしなければ危ないじゃないか、また衛生の面につきましてはやはりこみその他ハエと、あるいはまた不潔になってはいけないうのでこれらについての消毒も考える、こういうようなことでやっていきたい、こういうふうな気持ちでございます。

なおまた周辺の自治会の方々にも十分、連合自治会等を通じてましてPRをすると、こういうようなことで危険防止には十分気をつける、こういうことでお答えをしたわけでございます。これらについて検討していきたい、こういうふうに思っております。

○議長（名古屋史郎君）

よろしいですか、奏正一君。

○十六番（秦 正一君）

昨年の時点で計算して一千トンと、路面とかいろいろなそういう通常の面の計算をしたようです。最近、特に今年の場合には床上浸水はまだ起きておりませんけれども、相当状況が変わってきているように思えるので、果たして一千トンの遊水池、これによって間に合うかどうかということもちょっと心配だったので伺ったわけで、効果がある、たしかそれは効果があると思えますけれども、床上浸水は起こらないということはちょっと断言できないかもしれない

いと、その点で言えばやはり千トン以上を想像できるようなことも必要じゃないか、このように思うわけです。またほかにも方法があればほかの方法も考慮していかねばいけないんじゃないか、このように思うわけです。それから地元のほうにPRをするということですが、やはりこれは地元の自治会がやはり役員とかまたPRをどういう方法でやるか、またある程度市の説明をするという形をとったほうがスムーズにいくんじゃないかと思うんです。その際、さっき言いました安全管理の面とか、また衛生的な管理の方法、そういった具体的なものを提示していくと、そして決めてもらいたい。いろいろと心配されている方がいるものですから、そういった面をあえて私はお伺いしたわけです。その点御配慮の上、やってもらいたい、このように要望しておきます。

○議長（名古屋史郎君）

次に林重義君。

○九番（林 重義君）

ただいま議員からいろいろと質問がありまして内容は分かったわけでございますが、これは素ぼりのようなので回りに外さくかなにかをつくって公園としての機能は十分果たせるような措置をするんだというような説明のようですけれども、いろいろ衛生の面もありますし、また下水道の関係もあるようですし、樹木の関係もあるようですし、最終的な管理はどちらがされるか一点。こういう問題を、暫定と思えますけれども、下水道をつくるに当たってやはり昨年度

から今年度にかけての排水の問題で、いろいろ起きているようですけれども、多摩平の周辺あそこに関係する降雨量の問題とそれから下に流れます豊田方面との関係というふうなことで調査をやられているのか、それともそのまゝの状態で暫定的なものがやられたのか、今後どうするかという点を確認したいと思えます。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

このたび提案をいたしておりますのは、実は緊急対策でございます。六月議会にもいろいろと議員の方から御指摘がございましたし、われわれもこの地域の浸水のことにつきまして大変心を砕いてまいっておるわけですが、的確な方法を方針づけられないという一面がございます。と申しますのは、黒川に一段階落として、そして鉄道をくぐりまして駒形公園のすぐ西方のところに、放流地点につなぐっておりますけれど、あの水路を当面の排水系統に用いるといたしまして一億数千万円の経費を必要とすると、そういう一応の調査結果をもっております。そういうこともございますので一気にはなかなか決断がむずかしいものですから、今日お配りしましたコピーをごらんになっていただきたいと思いますけれども、一時、貯水をして、時間差をつくって排水をはかれば確かに可能になる面がございますが、そういう手段を一面検討いたしました結果、一番近くにあります第五公園というのを緊急

時の貯水装置をしようと、そのために少し掘り下げまして木のない部分、なるべく広いほうがいいわけですが、掘り下げまして、そして一時の貯水に充てよう、こういうことを思い立って決定をし、今回の予算計上をお願いをしておるわけでございます。確かに伴う問題はございますからそれらに對しましての十分な対策配慮をなさなければなりませんし、それから周辺の方の公園についての御利用も十分説明をして納得をしていただくなければならぬと思っております。せっかくやる事業でございますのでできるだけ早く今年もあるかもしれないこの溢水に對しまして、なるべく早く工事を施行して少なくとも床上浸水に上には一応可能だというふうに考えておりますが、そのほか五小のグラウンドの一時水を締め切ろうと思っております。そういうことであるいは中央公園等も使しまして、いつか御指摘のありました社会教育センター前の道路上の溢水も一時公園に流し込んで一時対策をする、こういうふうな何かほかの施設を使うことの問題もあるわけでございますけれども、やはり当面なし得る緊急措置としてはこういうことがかなり効果があるだろうそれからもう一つは可能であるということで踏み切ったわけでございます。御指摘のことについては十分配慮をしておりますのでございます。

○議長（名古屋史郎君）

林重義君。

○九番（林 重義君） 最終的な担当課はどこで担当するか。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

たまたま溢水にいたしました

は下水道管の容量が小さいということでございますので下水道課が溢水につきましては下水道の担当になります。それから一方公園を使いますのももちろん建設部の公園管理課も関係いたします。したがってどこが主管をするということにつきましては都市整備部長を長として工事態勢をつくる、こういうふうに取り組んでおります。あとの管理はこれは公園を池にします部分についての一時樋門を、といいますか排水口からほとんど流れないように、つまり水が逆流しないように樋門をこう付けますような施設をつくらうと思っておりますので、地元の方に契約をいたしまして、そして学校のグラウンドの締め切りないしは締め切り解除あるいは避難門の締め切りこういうことを一番近くの人にいつでもやっていただけるようなそういう関係をつくりたいこう思っております。

○議長（名古屋史郎君）

林重義君。

○九番（林 重義君）

ただいま最終担当者側の問題でございすけれども、どこの担当が最終的に管理するか、各所の公園でございす公園ということになりますけれども、いろいろ困難なケースでございまして、水がたくさん出た時には災

害対策課とか、事故でもあった場合とか、市民の方々がどこに連絡していいのかということになった場合にあくまでもこの場所についてはどこの担当課でやるんだという焦点が出ていませんと、急な場合でもあっちのほうこっちのほうという問題が災害の面に関してもほかの面についてもあっちこっち出ますので、やはりこういうふうな危険性という水がたまる所でございすので危険性があるというふうな判断しますので第五公園についてはどこの担当課というふうなはっきり担当課を決めてやる場合にはたてるなり何なりを市民にアピールしたほうがいいんじゃないかと感じますので、今後の意見として申し上げたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君）

ただいまの遊水池に關係してでございますが、あの地は昔は現在の大久保の地点から多少字が変ってきておりまして大きな窪地の窪でございす。その中であの地を耕作しておった農家の方々はあの地がいかに恐ろしい地であったかということはまだ記憶の中にあるかと思ひます。たまたま小西六があの工場をつくり地下水のくみ上げを始めた時点で水がどうやらなくなってきたのが現況でございす。そういう中でその後多摩平団地住宅公園の造成が始まつたわけでございます。その時に工事担当者には話したわけでございますが、ここは恐ろしい所だから気を付けなさいと、穴のあいてゐるヒ

ューム管いけるにしても大きな管をいけたほうがよろしいよということは注意をしておたわけでございますが、やはり当初もう設計ができておった段階であのような小さな管を埋没してこれでもいいんだということで済ましてしまった。そこで市が遊水池を掘るにしてもあそこは非常に私どものほうでは黒ぼかといっておりますが、あの黒土が非常に深いわけなんです。その上に赤土をどうやら上から高い所から持ってきて埋めた程度でございすから、大変黒ぼかの土が相当深く残っておるわけです。それに一メートル五十なり何なりの池を掘ってそこに水をためたらどういふことになりますか、それらをよく研究なされてその遊水池を掘られるということが賢明ではなからうか、もしそれらをあえて考えずにやった場合にあの地がひどい時があります。かって私さきほど申し上げました農家の農作物についても両端の高い所に木を植えてあるわけですが、その隣地との作物が入り乱れて分かんなくなってしまうんですね、木ごと流れてしまうわけですから大根をつくつてあるのが隣のこぼろをつくつてあるほうに押し流がされてしまうんですから、大根とこぼろが同じになつてしまふんですから、それぐらい土が押し流がされるという恐ろしい場所だったんです。そこへ一メートル五十の約一千トン入る水が入つた場合にどうなるか、ましてくぼ地です。それで同時に仕事の責任者に管を樋門を開けるのをお願いすることですが、地元ではやはり恐ろしい

から雨が降っている途中に開けてしまいますから、そうしたら私どもの下流がどういふことになりますか、いま現在だつて床下浸水を繰り返しておるんですから、それで昨年約一億の予算が土木に計上された、それらも今年はやってくれるんだなということ楽しみにしておたら一億をカットしてしまつた。本年度何億の予算がここに計上されておるか、浸水を繰り返しておる所に五百万です、五百万じや何の護岸ができますか、それらをやはりよく考えになつていただきたいと思ひます。もし集中豪雨があつた時に途中で樋門を開けられたら、いま現在高い所から流れております。その流れを変えて私どものほうに水を落すんですからどういふことになりますか、大変なことになると思ひます。黒川用水を伝つて私どものほうに流れてくるんですから、その流域に管は埋没されております。雨水が全部私どものほうに入つてきますから、これをどういふふうにするつもりかそれをまずお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

黒川には落さないわけですから下流に水を落さないということで公園の貯水槽をつくらうということでございますので、いまお話の御懸念はないわけでございます。（「いやそんなことないよ、市長。」と呼ぶ者あり）流れを変えないんです。流れを変えろということじやありません。一時ほんの短時間遊水池に水を入れまして、これまでの多

摩平の経験で十分ぐらい時間が経ちますと管がどんどん飲み込んでいきます。そして管に余裕ができたところで放流するわけでございますから、いまの多摩平の雨水管に流れ込ませるわけですから、黒川に落ちるということではございませんのでこれはまたあとで実際に地図の上でも説明をするようにいたします。

谷議員が御指摘のことはちょっと違いがあるんじゃないかならうかというふうに感じております。これにつきましてもかつて大窪といわれたという、雨が降ると必ず何日間か水がたまつたという土地であることはよく存じておりますし、工事をする際には十分いまの御指摘のことも用心をして工事をするようにいたします。

○議長（名古屋史郎君）

谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君）

私が最も心配しておるその時点で、私はさきほど申し上げましたとおり公団の工事の担当者に話したんですよ、予言どおりにいっているんですよ。いま現在毎年毎年あの水が出ているんじゃないですか、大体日野に住んでいて大体あの辺の地形をみているんですよ、私もつくっておいましてだよね。一番よく知っておるわけです。市長それで責任取るってどういうふうに責任取ってくださるのか、もし私どものほうに水が来た時にどういうふうに責任を取ってくれるのか、大丈夫という言葉の裏には何かしら不安があるのかと思います。

とたまっている間に子供が入り込んだというようなこともないわけじゃないんです。そういうものに対する事故対策はどのように考えられるか。それからオーバーフローの問題が出てくるんじゃないかと思いますが、このブルのオーバーフローに対してまた災害が出てきたというようなことがないとも限らないんでそこらの問題をどう考えているんだか、それから公団に問題点があるというさきほど谷議員も質問しておりましたけれども、あの大久保の所にやはりたしかに雨が降るとこぼろがどんどんぬけるというふうなおかしな土地でございますので、あの土地はすでに公団で分つていたはずなんでそれを十分なる宅地造成をしなかったために現在の問題にもなっているんじゃないかと思ひます。したがって公団にかなりの責任があるというわけです。公団の分担金等につきましてどのような交渉をされ、どうしてもらえなかったかですね、その点をひとつ説明していただきたいと思ひます。これが一つ。

次にもう一つ質問したいと思ひます。歳入の問題、全然問題が違いますが歳入の問題で理事者はこの予算を本年度の予算をつくりました当初の編成に對しまして、歳入については国から多くを望むことができないというふうな財源の中でいろいろと対策なり予算編成をやったというふうにいわれますが一応起債だけでも三十数億、私いままでに建設省、今回は約八〇%が国の支出なり起債だというふうに今度の予算が組まれておるわけ

その不安をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

黒川以下の下流に変化をつくり出そうということではございませんので、時間差をつくり出してそして多摩平のいまの下水道管を使つていま放流地点に放流するわけですから、どういうふうな責任を取るかとおっしゃいますけどそういう変化はでないわけですから、いまおっしゃるような影響はないわけでございます。それから非常に深い知識をお持ちですから是非ひとつその知識は工事の御相談にのつていただきますようにあるいは、御指導いただきますようにお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

よろしいですか。（「いいで

しよう」と呼ぶ者あり）次に、三浦重春君。

○三十七番（三浦重春君）

いまと同じような質問をいたします。その千二百五十万の工事費の内訳ですね、それをもう一回はつきりと説明してもらいたいと思ひます。

それからさきほどからいろいろ問題があるようですが、その中で事故の問題があるんじゃないか、いわゆる事故対策をどのように考えていらっしゃるか、これはブルの現場ですね、それはやはりどのくらいで元に戻るかという問題があると思ひます。そのもどり方によってよく谷地川でだいぶ事故がありました、いまでもあるわけなんです、谷地川と同じように雨が降ったあ

でございますが、いままでの三十九億一千九百万の起債がどのような確定財源の中で現在表われてきているか。また確定財源でないものについては今後の見通しがどのくらいのものになっているか、昨年度の七億八千八億の取得でき得なかった起債があったという状況の中で歳入に對しては重大な関心を持たなければならぬという中からこの一億九百二十万にからみまして前の三十九億一千九百万の歳入は起債がどのような状況になつておるかその点を質問いたします。

○議長（名古屋史郎君）

答弁願ひます。一点目の予算

の内訳、事故対策、オーバーフロー、公団の分担金、歳入の面それぞれ担当でいまいった順序にひとつ、建設部長。

○建設部長（田倉高光君）

お答えをいたします。千二

百五十万円の分担金の根拠という御質問でございますが、まだ設計にも入っておりませんし詳しくどうというふうに申し上げられないのが残念ですけれども、さきほど都市整備部長から説明がありましたとおり第五公園の北側に放水施設をつくつて、公園の南側に放出するという事で道路に管を、いわゆるプレーキングそういったものを設置しまして公園の中に入れる。それから北側、さきほど申しましたようにそういう管に管工事で約八百万ほど、それから公園の中を掘ります土量が縦、横約三十メートルでということ約四百万円そのほか多少の雑費という事で千二百五十万円というふうなことです。詳しくは確定

の中で多少の相違が出てくると思いますけれども、そういうような概算でやるということです。

○議長（名古屋史郎君）

オーバーフロー、建設部長。

○建設部長（田倉高光君）

それから現在の工事の考え

方でございますけれども、さきほど説明がありましたとおり六丁目の小西さんという酒屋さんのところで、昨年も二十何戸。道路面から水が宅地に入ってきたということでそれが家の土台よりも三、四十センチほど高いということが現状でございます。したがって宅地の中で特に土台から上につく部分だけでもいいかというようにする、その高さに合わせて逆に公園の中に水を送るということでございます。したがって千二百トンほどの水が遊水池にたまると、これ以上たまりませんからまた現状の六丁目のほうに戻ってくるという結果になるかもしれませんがこれは降雨量との関係であるとも申し上げられませんがこれは、そういったような施設でございます。したがってこの公園から外にあふれて他に新しい地域に作用するということはなからうと、こんなふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君）

次に都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）

公団の方の責任の雨

水処理、とどういふことでございますが、これについては公団の方に何も交渉してございません。と申しますのは、その前に五小の西側の方へ管をバイパスで入れましたときに、公団と折

わった現実でございます。したがって多摩平を設計いたしました十数年前の事情と今日の事情は、そこに全く違いがございます。もちろん気持の上では住宅公団の責任を追及したい気持はありますけれども、当時の状況で五十ミリの雨というのは、これは数年に一回という雨だというふうに聞いておりますので、もう今日になりますと時効のこともありますし、やはりこれ市民の困っておられる状況をこれを市が救済をしなきゃならないという。つまり防災対策ということで考えなければならぬというふうな思っております。しからば管理者、市の責任かというところは私はないと思っております。したがって困っておられる方を何か方法を講じて救済をするということは、当然これは市の責任である、というふうに考えております。このような考え方でこのことに取り組むわけでございます。いろいろ新しいことをやるために生じてくる問題点もあるかと思っておりますけれども、ともかく約一千数百トンの水が一昨年の降雨時に計算できたということでございますので、しかもその公園の北側の道は、一番水が小西酒店の前の交差点に流れてくる一番主要な水の流れ道になっております。そこを遮断をして公園に誘導いたしますので、いままでの浸水地点には相当好影響がある、少なくとも先ほど申し上げましたとおり、床上浸水にはならないように、これが一番のねらいの眼目とするところでございます。何か足りない点がございましたら、担当者の方からお答

衝しまして、かなりの額を出していただいたわけでございます。そのときに何か私聞いたところによりますと、もうこれだけだというふうなことで、これ以上のあれは今後はもう出さないんだというところで聞いておりましたもので、今回またいろいろ検討といいますが、いろいろこの災害について検討しました中で、最終的にこれに歳入金としてそういう中には予算についてはしてございません。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

多摩平六丁目地内の一定の地点に短時間に多量の降雨がある際に水がたまる、こういう現実

は年々といましようか最近、特に高まってきて被害が、水位が高くなっているわけですが、これは多摩平団地を開発いたしましたときの、いわゆる下水道ないしは雨水排水の設計は五十ミリの降水を一つの基準として設計をしたということでございます。それで、当時は相当空き地もあったと思いますし、流出係数という言葉を専門家が使っておりますが、それは雨が降ったその水がどの程度しみ込み、どの程度が流れていくかという言葉の一つの指数なんですけれども、流出係数が〇・四とか〇・五というところで設計をされていたものが、いまごろは〇・八とか〇・九とかいうような、つまり降った雨がほとんど屋根から流れ、あるいは舗装された道路を通じて、とにかく地面から吸い取られる水が非常に少なくなっている、ということが非常に変

いたします。

○議長（名古屋史郎君）

企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）

最後の御質問に対し

ましてお答えをいたしたいと思っております。御質問の趣旨は、本年度の当初予算編成に当たりまして、国より多くは望めないという説明をし、当初予算編成に当たりまして、起債総額三十九億数千万円ということでございます。今回の補正につきましては一億九百万円、一億強の起債を見ておりますが、この起債総額、その他におきましてどのような状況になっているか、ということなんでございますが、余り多くの起債は公債比率等の関係でその面から見れば抑えたいという気持ちは私どもございますけれども、反面、事業のことを考えますと、やはりやむを得ないものがございます。そこで当初予算編成の三十九億一千九百万円の内容でございますが、御承知のように、この内容は庁舎の関係費用と、多くは義務教育施設でございます。二億数千万円につきましては土木費の関係費用がございまして、内容としてはそういうことかと思っております。現時点で確定はもちろんいたしております。いたしておりますが、現時点の見通しを申し上げたいと思っておりますが、若干の相違は御勘弁をいただきたいと思いますけれども、庁舎の起債につきましては、確実に起債をつけていただけると存じます。それから義務教育施設の三十億でございますが、これも内容の問題はございませ

うけれども、起債許可が得られる。ただ土木費の二億数千円の内容でございますが、第十五小学校の地下道一億を含めまして二億五千万円の計上をいたしておりますが、この面に若干の変化がくるかなあと現時点では予想を立てております。これが当初予算でございますが、今回補正をお願いしております十五小、五中、それから十八小、仮称でございますが、このプールの起債、先ほど私御説明申し上げましたように、九五%の充当率というようにも申し上げました。この件につきましては、起債の許可が得られる見通しでございます。しかしながら、これは今、許可がおりたわけじゃございませんので、確実とは申し上げられませんが、見通しが立っているわけでございます。このことは、すでに七月の末に東京都地方課、担当は地方課でございますが、それから起債担当の関東財務局の合同事情聴取の席上ですでに申請はいたしております。しかしながら御承知のようにこれは単独の起債でございます。補助費というように起債じゃございませんので、なかなかむずかしいでございます。その時点で、少なくとも三小中学校の起債につきましては、補助金がつきさえすれば考えようと、簡単に言いますとそういうようなこともございました。七月の末から八月初旬にかけて、文部の方に相当働きをいたしまして、市長部局並びに教育委員会ともどもやりまして、きょう提案を申し上げました三小中学校の補助金の額を計上させていただいたわけでござい

す。これは学校の屋体とか、あるいは校舎というような補助金と性格が違っていて、きょう掲げさせていただきました補助金は、体育施設の整備の補助金でございます。ルールでは三分の一補助があるということになっておるわけでございます。その予想額をほとんど計上させていただいたわけでございます。これは現時点においては、文部省の体育局の所管になりますが、ほとんど確実に補助金を得られるであろうという見通しでございます。そうなれば、きょうの市債の補正一億数千万円につきましても、これは希望が持てるという判断を財政レベルではいたしておるわけでございます。数日前、二、三日前の新聞に報道されました。このプールの起債は、単独の起債でございます。新聞報道でございますので、明確ではありませんが、東京都の配分額五十一億と報道されております。この五十一億の中から当市はこの一億数千万の金を確保したい、こういう努力をいたす予定でございます。

さらに内容といたしましては、なるべく多く政府債の獲得に努力しよう、こういうような姿勢で目下取り組んでおるわけでございます。そういう起債状況につきましては、以上申し上げたような状況でございます。

○議長（名古屋史郎君）

事故対策は答えましたか。市

長。

○市長（森田喜美男君）

事故ということなんです、

公園の遊水池に約一メートル五十の皿のような凹地をつくるわけでございますが、その中にたまる水位は、大体、最高が一メートル程度であります。一番浸水地点からその高さを比較いたしますと、四十センチ公園が大体高くなっております。したがって、道路の一番底の水を池の方に導くことはできませんが、四十センチ程度のところまでは導ける、こういうことであります。

それで予想されます災害あるいは安全対策と申しますと、短時間ではありますけれども、要するにこういう水が出ました際には、子供や大人でも近づけない、ということが一つあります。したがってそのために、さくをつけますなり、ないしはロープを張りますなり、そういう際の危険は予知していただけるようにいたさねばならないと思っております。

それから公園の、あとにつきましては今度は公園の機能という立場から、今回の予算計上した工事の後の公園の整備につきましては、また九月の議会のときに、設計につきましての予算計上をお願いするつもりでございます。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） 市債につきましては、何か大丈夫のような、予測確定のような非常にいいんですけど、昨年の轍は絶対に踏まないように、ひとつ予算化を全額できるようにひとつ努力してもらいたい。今回のものにつきましても、

東京都五十億といいますが、東京都広いものでございますので、少なくとも予算のうちの十分の一のものを使っているところでございますので、五十億なんていうと、ほんとにわずかな金だと思えます。そういう中でプールだけでなくほかにもいろいろ予算化しなければならない問題があると思えますので十分鋭意努力してやらなければならないんじゃないか、とこう思います。それから公団の問題ですが、公団に対して前からもうこれで終わらだかと言われて、それであとやらなかったということですが、何かちょっと日野市が少し紳士過ぎるんじゃないか。こういうふうに考えるわけです。市長はもうすでに長い期間かかってるんだし、市の金でやってあげなきゃならないんだ、とこういうふうに言いますが、市の金というのは、市民の金なんです。別に何も市長が勝手に自分の金出してやってくれるわけじゃないし、公団自体がタコじゃなければ、自分の足を食って自分の所を直してというふうな私はものにとれるわけです。したがってやはり税金の使い方というものは、やはり外に求めるということが一番大きな問題であります。金は借りるよりももらってくるのが一番いいんで、公団にも何というか金持ち、まあ、こちらが金持、でもうこれ以上要求できないからやめようか、というふうな気持ちでいられたんじゃないか困るんで、もう貧乏人の気持ちで、ひとつ公団も困るだろうけれども、責任があるんですからもらいたい、何回でもこれで終わらだ

いうことではなくして、そんなことは、そのときはそうだろうけれども、やっぱり状況が違っているんですから、それはやはりひもつきで努力しなきゃならないと私は考えてるわけなんです。後の問題につきましては、事故の問題も市の方でないようなということで、これは了解いたします。

それからオーバーフローの問題もあるいはまたその他の問題につきましてもわかりますが、ただ市長やその他が答えた土台から上、床から上には上がらないとこう言ってるんですが、私は床から上に上がらないのはもちろん当然なんです、床下が問題だと思うんです。はっきり言うと床下へ水が入れば、もうこれはなかなか乾かない。それから水洗便所ならまだいいんだけれども、そうじゃないようなところもあるかも知りませんで、汲み取りはないんじゃないかと思うんですが、でも小西さんの後の方は案内、汲み取りじゃないかと思えます。そういうようなところで、衛生上もよくないし、また床の下が水がたまればこれは当然、家屋が損傷してくる。じめじめして畳も後でおかしくなるし、それから土台も腐ってくるというようなことで、ほんとうに命数が半分にも三分の一にもなってしまうというところで、私は少なくとも床の下にも入らないようにということをしなきゃならない、とこういうふうに考えるわけです。しかしそれがどうしてもできないというならば、やむを得ないんですが、したがってこの対策が上の上ではなくして、これは一

○議長（名古屋史郎君）

次に剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

市長は床上には上がらないようにということですが、これは床上に上がるか上がらないかということは、何かいじ悪いような言い方で恐縮ですが、はっきりそう言えるんですか。というのは五十センチとか六十センチといいますが、この間の前線の場合何センチとか二百センチかそういう時間にもよりますね。日野市はそういう統計がとってないかどうか知りませんが、いわゆる最悪の状態を基準にしなければ災害対策はならないわけですが、汚水があとそこに集中する範囲を大体とったのかどうか。それからそれが何時にどれくらい降ればどうなるか、それを例をとって出したのかどうか。ということは地元はわらをもつかむ状況にあるわけですか。しよっちゅう何とかやってくれたいと言っているわけですか。被害者の側からすれば無理もないですが、だからあそこへこうして水をいれられればそれだけ水が管から吹き上げるのがここへよどむわけですから、それでもいいからやってくれと、こういうことになるわけですが、三浦議員が言われるようにそれは根本的な対策じゃないと思われます。したがって私もお伺いしたいのは、自信がないとここでは言わないでしよから、そこまで時間もありませんから申し上げませんが、これは根本的な対策ではないと思われますが、こう言ったりしていいかどうか。というのは実践女子大の南側を通して黒川に落

つの応急対策で、とにかく床上には上がらないようにするんだ。しかしこの次には床下にも入らないようにしなきゃならない。これもやっぱり対策を立てることが必要だ。早期にしかもやらなければ、優端に言う住民が固定資産税を返してもらいたいとこういうふうに言わざるを得ないというような状況になると私は判断しているわけです。したがってその根本策を考えたその資金も相当かかると思いますが、公団等に交渉する意思があるかどうか、その点を若干披瀝していただきたいというふうに思います。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

多摩平の排水設計の一番の欠陥といいますか、隘路は、流末が管が細いということであります。したがって抜本的に対策を考えます際には、多分その時点は二・二・五の道路を設計ないし施工するときになると思いますが、その道路の中に大きい排水管を設置いたしまして、そしてそれを上の台地の方につなげていく、こういうことをやることとが必要だと考えております。

したがってそういう際に、つまり管渠を拡大します際には公団にも発言できる根拠が生ずる、ただし今回のような遊水池ということでは公団に求めることは無理であろう、こういうふうに考えておりますので御指摘のとおり交渉は持つ考えてございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

とすんだと、それは先ほども言われたように一億何千万もかかるんだと言っておりますが一億かかって二億かかってもそれが災害対策であるならば年次を決めてそれで前進してくればいいと、地元では言っているわけです。そこへもって今度は放流するということは地元では知らなかったわけですが、今度説明して、それでもいいからわらをつかむようでもって賛成したと思うんですが、しかしそれは一部の人間ですね。

それからいまだ都市整備部長が説明したことになるPRといておられますが、あそこが九百平方メートルを素ほりですからすりばちのように掘るわけですが、今度雨が降った時にはそこに人が入れないようにしておくわけですから、そこを取り締まなければならない。網を張るとかなんとか防護策を講じなければならぬですね。そうすると公園の機能がなくなるわけですよ。乾いてるその周辺を歩けないことはないですけども、大體、体裁が悪くなる。都市の美観というものが全然なくなりますね。それでもやはりこの間集まった人たちはそれでもいいからやってくれという希望だと思うんです。そういう大所高所から公園の機能というものを考えながらやっているのかどうか。それから地元といいますけれども、地元とは一体何を称するのか、都市整備部長が言うのはPRをするといっていますけれども、まさかそこをこんなにすりばちを掘って、それで金網を張ってライオンをかうようなかっこうにするとは思われないだろうと思

うんです。その点はどういう方法でやろうとしているのか。あまりやりとりをしたくありませんが、明快にそれをひとつ地元にいえるように、PRの方法、納得をするように説明をしていただきたいと思います。簡単にいいですから。

それでは集約して言います。一つは根本的対策だとは考えられないか。あるいは暫定措置として、そう言われたようですが、そして黒川に流すという根本的に向かったの暫定措置なのか。それでこれをもって一時様子をみようとか、それで何年か経ってまた被害があったらまたやろうというのか、そういう点の一つ。それからあの公園の機能はほとんど、大体だれがみても体裁が悪いですね。山を真ん中にすりばちを堀るといのはよく地方の「明るい農村」を見ているとありますけれども、それならまたひとつの風流をなすんですが、風景をなすんですが、あそこでもってあれをやるということになると、ほとんど機能をなくするというのは美観を害するといったほうがいいかもしれませんね。その対策はどう考えるか。あるいは地元の納得といいますけれども、地元の納得を得るためには環境整備部長はPRをするというが、PRの方法はどうなのか。ほんとうの意見が聞けるんですか、大体。ここに池を張ります、皆さん了解してくださいじゃないと思うんですね。どういう方法をとるのか、そういうことですね。

○議長（名古屋史郎君）

答弁願います。市長。

○市長（森田喜美男君）

あの地点に浸水をするのは一年間に浸水がある時もあります。それからない時もあるという程度の頻度であります。したがってまたあそこにとまります水は雨がやめば三十分ないし一時間でその浸水の状況はなくなるわけですから、いまおっしゃるように年がら年じゅう水をためるなんてことじゃありません。緊急時に緊急対策をするということはこれは御指摘のとおり人の不安を少なくするためにやることです。これは了解していただけたらと思っております。また美観や機能を損なわないようにすることは当然でありますから、そういうこともいたします。できてからひとつ見ていただく以外にちょっとここでは説明できません。

○議長（名古屋史郎君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

見てからでないと説明できないというけれども、機能は美観を害する状況になるんだが、それは地元の了解をどうするのかというような、見ていただかなければ説明できないというならそれはそれでいいでしょう。地元に行つてそういうふうな報告するから構いません。それからあそこ水を入れるということになると、何年に一遍かわからないけれども、入った時を考えると防護策を考えなければならぬ。それはいま予算で説明したところを聞きますということないわけですね。そうするというと美観を半減というよりむしろ害する状態になる。それに対してどうするかということ。それ

はできてからでないとわからないといわれればそれでいいでしょう。説明はそれで結構です。それからこれは暫定措置であつてこれはワンステップであつて、次に根本的な対策をつまみ私

たちが五人の会派の諸公と一緒に市長室で説明を聞いたのは実践女子大のあそこ抜くとそれからそれは根本的な対策として考えたいといっているんですが、そういう一つのワンステップであるのか、それはこれにかえたのか、それを聞きたいんです。それができてからでないとわからないんですか。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

何回も答えているつもりなんです。つまり緊急対策だといっているわけです。それから将来下流の方面の、たとえば二・二・五の道路等を工事します際にそこに浅川に抜けての排水溝をつくる、そういうことによつて日野のほうからだんだん将来浸水や水の心配がないようにしようということでありますから、やはり一定の年限、期間を必要といたします。何年計画でどうこうということは言えないのが残念ですが、そういう状況の中の今回の緊急対策であるというふうに御了承をお願いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

剣持佐吉君、よろしいですか。

○十一番（剣持佐吉君）

よろしくないんだけれども、できてからでないとわからないというからしょうがない、それはいいでしょう。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

それにつきましては今回の予算計上は公園の後始末のことは計上いたしております。九月の議会に決定をし、積算をしてお願いをするというふうにお答えをしておく、こういうことです。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

現在公園の広さはどのくらいあるのか。それでそれをつくった場合、残るのはどれくらいか。それから植木はどこに持っていくか。この三点をお聞きいたします。先ほど来危険防止ということは叫ばれているんだけれども、そうした水の扱い方に監視員を置く必要があると思うんだけれども、こういうことを考えているかどうか。四番として遊水池は縦横三十メートルというんですけれども、それで深さが一・五メートルということになると計算的には千三百五十トンの水が入ることになるけれども、先ほど市長の説明では四十センチということになると三百六十トンぐらいしか水が入らない。そうしてこの降雨量この高台の土地が五十ミリぐらいにみているというけれども、現在そちらのほうとしては何ミリにみているか、その一点と、くぼんだ時にあとヘドロが入って滑ったりいろいろするわけだけれども、あと滑ったり転んだりすることはないか。（笑声）そうした対策は。そして乾いてというか素ぼりということになると崩れたりなんかする時にどういう対策

をするのか。それから先ほど：（発言する者多し）これは公団の最初の設計にミスがあったんだから当然これは公団と交渉して当然何割かは負担してもらうべきだと、私は：（「議長、整理しろよ。」「黙って聞け。」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○議長（名古屋史郎君） 答弁願います。建設部長。

○建設部長（田倉高光君） 最初に公園の面積の御質問ですが、詳しくちょっと資料、持ち合わせておりませんが、縦横五十メートル、二千五百平米くらいと記憶いたしております。それでその中に形は五十メートル四方というような形で申し上げましたけれども、正確にはそういうような正方形のものではございません。ややそういうような形ということで数字的に申し上げたわけです。したがって厳密には正方形のものではございませんけれども、そういうふうに御理解願いたいと思います。それで二千五百平米の中にやや三十メートルぐらいの砂場が設けてあるわけでありまして、それでその中に四本ほど木がありまして、それを移設する程度で、縦横三十メートル、深さ一・五メートルの遊水池と申し上げましたように千三百五十トン程度の土量が出る、こういうことでございます。それから雨量の計算の根拠でございますけれども、これは下水管を入れるとか何とかという工事ではございませんので、当面雨量が何ミリという計算ではございません。昨年度の二時間に八十ミリ

降った時にここまでたったという過去の実績と申しますか、データから逆算をしまして、土台の高さのところまでいかないようにという計算でございまして、降雨量はですからそういう意味で申し上げますれば二時間で八十ミリという計算になるのかもしれないけれども、そういう過去のデータから計算した、こういうことでございます。それからなお監視員の問題ですけれども、これは将来の公園管理の中である程度ゆる平たんの公園ではなくて、くぼ地の公園というような管理と、それから公園の形態を検討していかなければなりませんので、そのへんの問題については東京都の公園緑地課等に意見を聞くなり、公園の改善をいたしたい、こういうふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君） 高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） 水がどういうふうにたまるというような説明されただけですけれども、最初は千トンという説明があったんですけれども、市長の説明と技術者のほうの説明と違うけれども。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） もう一遍説明いたします。地図の關係上一メートル五〇の深さの遊水池をつくりましますけれども、水がたまるのはその中の一メートル程度であると、一メートルの水深程度であるというふうに申し上げたわけです。したがって千平米あれば一千トン水が貯水できる計算です。それか

ら監視員のことにつきましては緊急の降雨の時には、私もいつも出かけてまいりますが、市の職員が出向いてマンホールのふたを取りましたり、とにかく水を早く排出することをやっております。したがって市の職員が管渠の水がたまっている間ぐらいの監視はいつでもできるわけでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） ほかに御質疑ありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題になっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。

よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。

よって議案第六二号、昭和五十一年度日野市一般会計補正予算（第二号）の件は原案のとおり可決されました。（「議長」と呼ぶ者あり）谷榮吉君。

○十番（谷 榮吉君） もう前々から議会のたびに議案

書並びに説明書についてのもう少し親切さを要望してまいったわけでございます。おおよそ今回もやはり要望を欠くべくあまり親切な中身ではなかったように思われます。と同時に私どもに配布されたこの議案の写しについては非常にこのページ数のまちまちなんです。当初申し上げようと思ったんですが、ちょっと時間的なものがあつたんで遠慮しようと思ったんですが、ちょっと時間を割いてさらに今後の議案書のつくり方の御検討を考えていただきたいのよう思うわけです。だれがこれをこのようにやったか図面も満足に見られないようなつくり方をしておるわけです。私ばかりじゃなくほかの方にもあるかと思ひます。どうしてこのようなとじ方をしたのかちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） それは各課が作成しましたものを庶務課においてとじ込むわけでございます。その各課において左からのものと右からのものこういうものもございまして、私どものほうでも揃えるということについては相当苦心をしておりますが、庶務課自体でこれをつくるわけではございません。各課から来ておりますので今後は右は右とじのように考えてまいりたい、というふうに考えます。

○議長（名古屋史郎君） 谷榮吉君。

○十番（谷 榮吉君） それと違うんだよ、議長ちゃん

とこれを見てみなさいよ、このようなとじ方がはたしていいのかどうかということを知っているんですよ、そのページが裏か裏かということじゃないんですよ。見てもらいなさいよ、こんなとじ方をするやつがあるかというんだよ、これなんか全然とじてやしないじゃないか。(笑声) こんなばかなとじ方があるかというんだよ、ちやんととじなさいよ、ピントのはずれたような答弁するから。(「休憩」「やれ、やれ」と呼ぶ者あり)

(笑声)

○議長(名古屋史郎君)

助役。

○助役(前川恒雄君)

ただいま拝見しましたものを見まして、大変きれいなとじ方で申しわけないと思っております。今後そのようなことのないように厳重に注意いたしますのでよろしく願います。

○議長(名古屋史郎君)

谷栄吉君。

○十番(谷 栄吉君)

そう言えはいんですよ。

○議長(名古屋史郎君) 本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和五十一年度第二回日野市議会臨時会を閉会いたします。

午後十一時五十分 閉会

右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十一年八月 日

日野市議会議長

名古屋 史郎

署名議員

剣持 佐吉

署名議員

竹ノ上 武俊

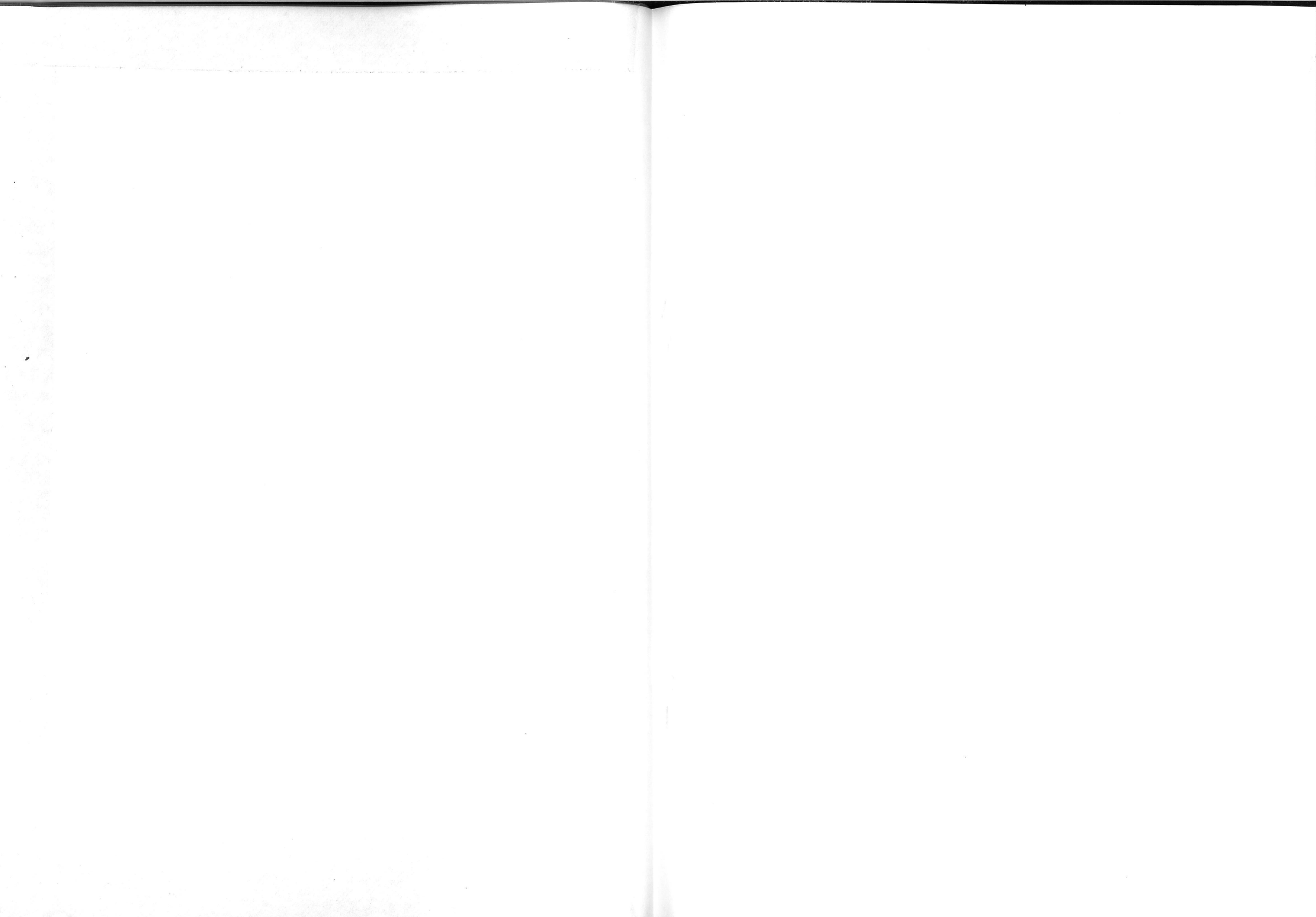
中華民國二十一年一月一日

中華民國二十一年一月一日

中華民國二十一年一月一日

中華民國二十一年一月一日

中華民國二十一年一月一日





1218492

日野市立図書館 ☎81-7354